

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年2月4日
【四半期会計期間】	第90期第3四半期（自平成25年10月1日至平成25年12月31日）
【会社名】	東京電力株式会社
【英訳名】	Tokyo Electric Power Company, Incorporated
【代表者の役職氏名】	代表執行役社長 廣瀬 直己
【本店の所在の場所】	東京都千代田区内幸町1丁目1番3号
【電話番号】	03(6373)1111(大代表)
【事務連絡者氏名】	経理部 財務計画グループマネージャー 榎 憲一郎
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区内幸町1丁目1番3号
【電話番号】	03(6373)1111(大代表)
【事務連絡者氏名】	経理部 財務計画グループマネージャー 榎 憲一郎
【縦覧に供する場所】	東京電力株式会社 神奈川支店 (横浜市中区弁天通1丁目1番地) 東京電力株式会社 埼玉支店 (さいたま市浦和区北浦和5丁目14番2号) 東京電力株式会社 千葉支店 (千葉市中央区富士見2丁目9番5号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次		第89期 第3四半期 連結累計期間	第90期 第3四半期 連結累計期間	第89期
会計期間		平成24年 4月1日から 平成24年 12月31日まで	平成25年 4月1日から 平成25年 12月31日まで	平成24年 4月1日から 平成25年 3月31日まで
売上高	百万円	4,334,248	4,800,196	5,976,239
経常利益又は経常損失 ()	"	195,049	189,220	326,955
四半期純利益又は四半期 (当期)純損失()	"	2,221	772,898	685,292
四半期包括利益又は包括 利益	"	505	803,102	665,561
純資産額	"	1,804,904	1,940,682	1,137,812
総資産額	"	15,569,271	15,301,030	14,989,130
1株当たり四半期純利益 又は四半期(当期)純損 失()	円	1.39	482.32	427.64
潜在株式調整後1株当 たり四半期(当期)純利益	"	-	156.59	-
自己資本比率	%	11.5	12.5	7.5

回次		第89期 第3四半期 連結会計期間	第90期 第3四半期 連結会計期間
会計期間		平成24年 10月1日から 平成24年 12月31日まで	平成25年 10月1日から 平成25年 12月31日まで
1株当たり四半期純利益	円	185.50	97.79

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しているため、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載していない。

2. 売上高には、消費税等は含まれていない。

3. 第89期第3四半期連結累計期間及び第89期の潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期(当期)純損失であるため記載していない。

2【事業の内容】

当社グループ（当社及び当社の関係会社）は、当社、子会社52社及び関連会社36社（平成25年12月31日現在）で構成されている。

当社は、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震の影響を踏まえ、電気の安定供給に必要な不可欠なもの以外の事業について大幅に縮小・再編することとなったことから、「電気事業」を報告セグメントとして、それ以外の事業セグメントについては、その他として一括して記載してきた。

その後当社は、今後予定される電力システム改革に対応し、各事業部門がコスト意識を高めるとともに自発的に収益拡大に取り組むことで、競争力を高めていくことを目的に、平成25年4月1日より社内カンパニー制を導入した。今回導入された社内カンパニー制では、「フュエル&パワー・カンパニー」「パワーグリッド・カンパニー」「カスタマーサービス・カンパニー」の3つのカンパニーを設置するとともに、カンパニー以外の組織は、コーポレートとして、グループとしての総合力発揮を目指していく。あわせて、新たな管理会計制度を整備し、カンパニー・部門・事業所単位のきめ細かなコスト・収益管理を徹底していくとともに、社員一人ひとりのコスト意識の向上、行動の変革につなげていく。

これに伴い、第1四半期連結会計期間より、「フュエル&パワー」「パワーグリッド」「カスタマーサービス」「コーポレート」の4つを報告セグメントとした。各報告セグメントの主な事業内容は、以下のとおりである。

〔フュエル&パワー〕

火力発電による電力の販売、燃料の調達、火力電源の開発、燃料事業への投資

〔パワーグリッド〕

送電・変電・配電による電力の供給、水力発電による電力の販売、送配電・通信設備の建設・保守、設備土地・建物等の調査・取得・保全

〔カスタマーサービス〕

お客さまのご要望に沿った最適なトータルソリューションの提案、充実したお客さまサービスの提供、安価な電源調達

〔コーポレート〕

経営サポート、各カンパニーへの共通サービスの効率的な提供、原子力発電等

当第3四半期連結累計期間において、当社グループが営む事業の内容について、重要な変更はない。主要な関係会社の異動は、以下のとおりである。

〔その他〕

情報通信事業 エネルギー・環境事業 住環境・生活関連事業

平成25年3月をもって、当社関係会社の「(株)テブコケーブルテレビ」は解散し、平成25年6月に清算終了となった。

また、平成25年7月をもって、当社関係会社の「東電環境エンジニアリング(株)」を存続会社とし、同じく当社関係会社の「東電工業(株)」及び「尾瀬林業(株)」を消滅会社とする吸収合併を実施し、3社の発電関連事業や環境関連事業を「東京パワーテクノロジー(株)」に統合した。

さらに、同月、当社関係会社の「(株)ティ・オー・エス」を承継会社とし、同じく当社関係会社の「(株)東電ホームサービス」を分割会社とする吸収分割を実施し、2社の営業関連事業を「テブコカスタマーサービス(株)」に統合するとともに、同じく当社関係会社の「東電タウンプランニング(株)」を存続会社とし、「(株)東電ホームサービス」及び当社関係会社の「東電広告(株)」を消滅会社とする吸収合併を行い、3社の配電関連事業を「東電タウンプランニング(株)」に統合した。

なお、当社関係会社の「日本原子力発電(株)」は、電気事業法上の卸電気事業者であるため「電気事業」に整理していたが、報告セグメントの変更に伴い「電気事業」のセグメントを廃止したことから、第1四半期連結会計期間より、エネルギー・環境事業の電気の卸供給に整理している。

（主な関係会社）

情報通信事業

情報ソフト・サービス：(株)テブコシステムズ、テブコカスタマーサービス(株)、(株)アット東京

エネルギー・環境事業

設備の建設・保守：東京パワーテクノロジー(株)、東電設計(株)、東京電設サービス(株)、東電タウンプランニング(株)、(株)関電工、(株)東京エネシス

電気の卸供給：東京発電(株)、君津共同火力(株)、鹿島共同火力(株)、相馬共同火力発電(株)、常磐共同火力(株)、日本原子力発電(株)

住環境・生活関連事業

サービス：東電パートナーズ(株)、(株)当間高原リゾート

海外事業

平成25年8月をもって、当社関係会社の「ティーエムエナジー・オーストラリア社」は清算手続きに着手し、平成25年12月に清算終了となった。

（主な関係会社）

海外事業：トウキョウ・エレクトリック・パワー・カンパニー・インターナショナル社、トウキョウ・エレクトリック・パワー・カンパニー・インターナショナル・パイトン社、(株)ユーラスエナジーホールディングス、ティーエムエナジー社、テブディア・ジェネレーティング社、アイティーエム・インベストメント社

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当社グループの事業その他に関するリスクについて、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性があると考えられる主な事項を以下に記載している。また、必ずしもこれに該当しない事項についても、投資者に対する積極的な情報開示の観点から開示している。

平成23年3月に発生した東北地方太平洋沖地震及び津波に伴う福島第一原子力発電所事故により、放射性物質の放出や電気の安定供給の支障等、広く社会のみなさまにご迷惑をおかけするとともに、当社グループの経営状況は大幅に悪化した。

これに対し当社は、平成24年5月に国の認定を受けた総合特別事業計画（以下「総特」）のもと、賠償の円滑化や廃炉の促進を最優先課題として、様々な経営改革に取り組んできた。

こうしたなか、その後の事業環境の大きな変化と、国との役割分担に関する政府決定（「原子力災害からの福島復興の加速に向けて（平成25年12月20日原子力災害対策本部決定・閣議決定）」）を踏まえ、総特を全面改訂した新・総合特別事業計画（以下「新・総特」）を原子力損害賠償支援機構（以下「機構」）とともに策定し、平成26年1月に国の認定を受けた。

当社は、株主や投資家のみなさまをはじめ多くの関係者の方々からのご協力をいただきながら、新・総特の達成に向け全力で取り組んでいる。

しかしながら、当社グループを取り巻く経営環境は厳しい状況にあり、以下のリスクが顕在化した場合、事業に大きな影響を与える可能性がある。

本項においては、将来に関する事項が含まれているが、当該事項は提出日現在において判断したものである。

(1) 福島第一原子力発電所事故

福島第一原子力発電所1～4号機では、「東京電力㈱福島第一原子力発電所1～4号機の廃止措置等に向けた中長期ロードマップ」（以下「中長期ロードマップ」）に沿って、国や関係機関の協力を得ながら廃止措置等に向けた取り組みを進めている。しかしながら、緊急かつ最大の経営課題である大量の汚染水の保管・処理などの安定化維持や、これまで経験のない技術的困難性を伴う燃料デブリの取り出しなど、廃止措置等には多くの課題があること等から、中長期ロードマップ通りに取り組みが進まない可能性がある。その場合、当社グループの業績、財政状態及び事業運営に影響を及ぼす可能性がある。

また、原子力事故の発生による格付の低下等により、資金調達力が低下していることから、当社グループの業績、財政状態及び事業運営は影響を受ける可能性がある。

(2) 電気の安定供給

東北地方太平洋沖地震の影響等による福島第一・福島第二及び柏崎刈羽原子力発電所の全号機停止により、当社グループは供給力が低下していることから、供給力の確保と需要面の対策を進めている。しかしながら、自然災害、設備事故、テロ等の妨害行為、燃料調達支障などにより、長時間・大規模停電等が発生し、安定供給を確保できなくなる可能性がある。これらの場合、当社グループの業績及び財政状態は影響を受ける可能性があるとともに、社会的信用を低下させ、事業運営に影響を及ぼす可能性がある。

(3) 原子力発電・原子燃料サイクル

原子力事故を踏まえ、国による原子力政策の見直しや原子力規制委員会による安全規制の見直し等が行われており、その内容を踏まえた安全性向上策等を実施していくこととなる。これらにより、当社及び当社関係会社の原子力発電事業や原子燃料サイクル事業の運営は影響を受ける可能性があるとともに、当社グループの業績及び財政状態は影響を受ける可能性がある。

原子力発電所については、原子力事故の発生を踏まえ、経済産業大臣の指示に基づく緊急安全対策を実施するとともに、どのような事態が起きても過酷事故には至らないようにするという決意のもと、原子力発電所の安全対策強化や組織の改革に取り組んでいる。なお、柏崎刈羽原子力発電所については、現段階では再稼働の時期は見通せない状況にあることから、緊急避難的なコスト削減の深掘りも含め、あらゆる手段を講じていくが、この状況が続いた場合、当社グループの業績及び財政状態は影響を受ける可能性がある。

また、原子力発電・原子燃料サイクルは、使用済燃料の再処理、放射性廃棄物の処分、原子力発電施設等の解体等に、多額の資金と長期にわたる事業期間が必要になるなど不確実性を伴う。バックエンド事業における国による制度措置等によりこの不確実性は低減されているが、制度措置等の見直しや制度外の将来費用の見積額の増加、六ヶ所再処理施設等の稼働状況、同ウラン濃縮施設に係る廃止措置のあり方などにより、当社グループの業績及び財政状態は影響を受ける可能性がある。

(4) 事業規制・環境規制

電気事業における制度変更を含めたエネルギー政策の見直し、地球温暖化に関する環境規制の強化など、当社グループを取り巻く規制環境の変化により、当社グループの業績及び財政状態は影響を受ける可能性がある。また、環境規制の強化等による再生可能エネルギーの大幅な増加により電力品質が低下するなど、円滑な事業運営に影響を及ぼす可能性がある。

(5) 販売電力量

販売電力量は、経済活動や生産活動を直接的に反映することから、景気の影響を受けることがある。また、冷暖房需要は夏季・冬季を中心とした天候に影響されることがある。加えて、節電や省エネルギーの進展等により影響を受ける可能性がある。これらにより、当社グループの業績及び財政状態は影響を受ける可能性がある。

(6) お客さまサービス

当社グループは、お客さまサービスの向上に努めているが、不適切なお客さま対応等により、お客さまの当社グループのサービスへの満足度や社会的信用等が低下し、当社グループの業績、財政状態及び円滑な事業運営に影響を及ぼす可能性がある。

(7) 金融市場の動向

企業年金資産等において保有している国内外の株式や債券は、株式市況や債券市況等により時価が変動することから、当社グループの業績及び財政状態は影響を受ける可能性がある。
また、支払利息に関しては、今後の金利動向等により影響を受けることがある。

(8) 火力発電用燃料価格

火力発電用燃料であるLNG、原油、石炭等の価格は、国際市況や外国為替相場の動向等により変動し、当社グループの業績及び財政状態は影響を受ける可能性がある。ただし、一定の範囲内の燃料価格の変動については、燃料価格や外国為替相場の変動を電気料金に反映させる「燃料費調整制度」により、業績への影響は緩和される。

(9) 安全確保、品質管理、環境汚染防止

当社グループは、安全確保、品質管理、環境汚染防止に努めているが、作業ミス、法令や社内ルールの不遵守等により、事故や人身災害、大規模な環境汚染が発生した場合や、不適切な広報・情報公開により、当社グループへの社会的信用が低下し、円滑な事業運営に影響を及ぼす可能性がある。

(10) 企業倫理遵守

当社グループは、企業倫理を遵守した業務運営を定着させるための取り組みに努めているが、法令違反等の企業倫理に反した行為が発生した場合、当社グループへの社会的信用が低下し、円滑な事業運営に影響を及ぼす可能性がある。

(11) 情報管理

当社グループは、大量のお客さま情報をはじめ、業務上の重要な情報を保有している。社内規程の整備や、従業員教育等を通じ情報の厳正な管理に留意しているが、これらの情報の流出等が発生した場合には、当社グループの情報管理に対する社会的信用が低下し、円滑な事業運営に影響を及ぼす可能性がある。

(12) 電気事業以外の事業

当社グループは、海外事業を含む電気事業以外の事業を実施している。これらの事業は、当社の経営状況の変化、他事業者との競争の進展、規制の強化、外国為替相場や燃料国際市況その他の経済状況の変動、政情不安、自然災害などにより、投融资時点で想定した結果をもたらさない可能性がある。この場合、当社グループの業績及び財政状態は影響を受ける。

(13) 機構による当社株式の引受け

当社は、平成24年7月31日に機構を割当先とする優先株式（A種優先株式及びB種優先株式。以下A種優先株式及びB種優先株式をあわせて「本優先株式」という。）を発行した。

A種優先株式には、株主総会における議決権のほか、B種優先株式及び普通株式を対価とする取得請求権が付されている。また、B種優先株式には、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会における議決権は付されていないが、A種優先株式及び普通株式を対価とする取得請求権が付されている。

機構は、本優先株式の引受けにより総議決権の2分の1超を保有しており、株主総会における議決権行使等により、当社グループの事業運営に影響が生じる可能性がある。

今後、機構によりB種優先株式のA種優先株式を対価とする取得請求権の行使がなされた場合、又は本優先株式について、普通株式を対価とする取得請求権の行使がなされた場合には、既存株式の希釈化が進む可能性がある。特に、普通株式を対価とする取得請求権が行使された場合には、既存株式の希釈化が生じる結果として、当社の株価が下落する可能性があるほか、当該普通株式を機構が市場売却した場合には、売却時の市場環境等によっては、さらに当社の株価に影響を及ぼす可能性もある。

2【経営上の重要な契約等】

該当事項なし。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 業績の状況

当第3四半期連結累計期間の売上高は、前年同四半期比10.8%増の4兆8,001億円、経常損益は1,892億円の利益（前年同四半期は1,950億円の損失）となった。

販売電力量は、昨年3月から4月にかけて気温が前年を上回って推移し暖房需要が減少したことなどから、前年同四半期比1.6%減の1,945億kWhとなった。

内訳としては、電灯は前年同四半期比2.3%減の648億kWh、電力は同4.6%減の76億kWh、特定規模需要は同1.0%減の1,221億kWhとなった。

収入面では、一昨年実施した料金改定や燃料費調整制度の影響により電気料収入単価が上昇したことなどから、電気料収入は前年同四半期比9.9%増の4兆2,910億円となった。

これに地帯間販売電力料や他社販売電力料などを加えた売上高は、前年同四半期比10.8%増の4兆8,001億円、経常収益は同10.8%増の4兆8,553億円となった。

一方、支出面では、原子力発電が全機停止するなか、為替レート的大幅な円安化の影響などにより燃料費が引き続き高い水準となったものの、人件費の削減や修繕工事の緊急的な繰り延べなど全社を挙げて徹底的なコスト削減に努めたことなどから、経常費用は前年同四半期比1.9%増の4兆6,661億円となった。

特別利益は、原子力損害賠償支援機構資金交付金1兆6,657億円や災害損失引当金戻入額320億円を計上したことなどから、1兆7,826億円となった。

一方、特別損失は、原子力損害賠償費1兆1,239億円や福島第一5・6号機廃止損失398億円を計上したことなどから、1兆1,850億円となり、四半期純損益は7,728億円の利益（前年同四半期は22億円の損失）となった。

また、当第3四半期連結累計期間における各セグメントの業績（セグメント間取引消去前）は次のとおりである。

なお、第1四半期連結会計期間より、報告セグメントの区分を変更しており、以下の前年同四半期比較については、前年同四半期の数値を変更後のセグメント区分に組み替えた数値で比較している。

[フュエル&パワー]

売上高は、前年同四半期比4.2%増の2兆4,103億円となり、営業利益は前年同四半期比0.3%増の613億円となった。

[パワーグリッド]

売上高は、前年同四半期比6.6%減の1兆1,888億円となり、営業利益は前年同四半期比0.6%減の1,695億円となった。

[カスタマーサービス]

売上高は、前年同四半期比11.2%増の4兆6,472億円となり、営業利益は740億円（前年同四半期は1,710億円の営業損失）となった。

[コーポレート]

売上高は、前年同四半期比36.4%増の4,634億円となり、営業損失は1,025億円（前年同四半期は2,087億円の営業損失）となった。

[その他]

売上高は、前年同四半期比13.9%減の2,935億円となり、営業利益は前年同四半期比10.6%減の267億円となった。

(2) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当社は、福島第一原子力発電所事故処理の責任を貫き通し、電力供給に万全を尽くすことを目的に、総合特別事業計画（以下「総特」）に沿って、一時的な公的管理下におかれ、社外取締役が主導する新経営体制下で事業継続の機会を得ることとなった。その経営体制の下、賠償の円滑化や廃炉の促進を最優先課題として、総特にとどまらない様々な経営改革に取り組んできた。

しかしながら、事故処理に係る汚染水・タンク問題により国全体の信用に関わる事態を招き、さらに、賠償・除染・廃炉に関する総費用の見通しが明らかになるにつれ、企業としての先行きに不透明感が高まり、人材流出、現場の疲弊、競争力の喪失など経営基盤の劣化が今後急速に進む懸念が強くなっている。加えて、電力システム改革に伴う競争激化が見込まれ、かかる懸念は倍加している。

こうした状況の下、政府は、福島復興の加速化を最優先するため、「国が前面に立って福島再生を加速化する」とともに、「東電にさらに踏み込んだ改革を求める」との方針の下、閣議決定において国・社員の役割分担のあり方を明らかにした。

これを受けて当社は、総特を全面改訂した新・総合特別事業計画（以下「新・総特」）を原子力損害賠償支援機構とともに策定し、平成26年1月に国の認定を受けた。当社は、新・総特の下、「責任と競争」の両立を基本に、当社グループ全体として賠償、廃炉、福島復興等の責務を全うしていくとともに、電力の安定供給を貫徹しつつ、電力システム改革を先取りした新たなエネルギーサービスの提供と企業価値向上に取り組んでいく所存である。

原子力損害の賠償

当社は、事故の原因者として被害者の方々に徹底して寄り添うとともに、最後の一人まで賠償を貫徹する。

具体的には、引き続き約1万人体制で「迅速かつきめ細やかな賠償」を徹底するとともに、原子力損害賠償紛争解決センターによる和解仲介案を尊重する。また、未請求者の方々に對して、ダイレクトメール、電話連絡、戸別訪問に加え、平成25年度中にマス広告による呼びかけも行う。

福島復興に向けた取り組み

平成25年1月の福島復興本社の設立以降、当社は、「10万人派遣プロジェクト」により、社員一人ひとりが、被災現場や避難場所に足を運び、被害者の方々や、地元自治体のご意見・ご要望を地道に承り、除染や復興の推進活動に全力を注いできた。

今後はさらなる福島復興の加速化に向け、当社は、「10万人派遣プロジェクト」による社員の派遣を継続し、特に生活環境の整備や農業漁業商工業の再開支援へのご協力などに人的・技術的資源を集中投入する。また、福島復興本社における企画立案機能のさらなる強化等のため、500人規模の管理職の福島専任化を行い、国や自治体との連携加速、産業基盤の育成や雇用創出に主体的に取り組むとともに、今後帰還される住民に先立って、同本社を「ヴィレッジ」から避難指示区域内に移転する。

さらに、復興の中核となる産業基盤の整備や雇用機会の創出に向け、国と連携して「先端廃炉技術グローバル拠点構想」の実現に尽力するほか、世界最新鋭高効率石炭火力の建設を進めるなど、人材面・技術面・資金面において自らの資源を積極的に投入する。

事故炉の安定収束・廃炉と原子力安全

当社は、汚染水問題への対応を真摯に反省し、ハード・ソフト両面の対策、現場のモチベーション向上策などを総合的に実施する。加えて、1兆円超の追加支出枠を合理化などによって捻出するほか、多核種除去設備（ALPS）増強による平成26年度中の全汚染水（RO濃縮塩水）の浄化（トリチウム以外）、福島第一原子力発電所5・6号機の廃炉及びモックアップ実機試験への活用を行う。

また、国のガバナンスの下で廃炉・汚染水対策を国家的プロジェクトとして完遂するため、原子力部門から独立した「（仮称）廃炉カンパニー」を創設し、事故対処に集中できる体制を整備するとともに、我が国の専門的知見を有する社内外の人材の積極的な活用により、廃炉等に係る技術的課題を克服できるよう、オールジャパンの体制で取り組む。

これらにより、当社は、廃炉・汚染水対策について事故後の緊急的な対応を改め、国とともに30～40年にわたる長期的な廃炉作業を、緊張感を持って着実に進めていく。また、事故炉の廃炉対策など技術開発や人材育成を通じて広く世界に貢献するため、国とともに廃炉や原子力安全に関する研究開発のための国際的プラットフォームの整備を進める。

さらに、従来の安全文化・対策に対する過信と傲りを一掃し、不退転の覚悟を持って原子力部門の安全改革に取り組むことで、世界最高水準の安全意識と技術的能力、社会との対話能力を有する原子力発電所運営組織を実現していく。

経営の合理化のための方策

当社は、平成24年4月の総特策定後、外部専門家を活用した調達改革、リスク限度の精緻化・見直しなどに踏み込んだ抜本的な合理化を断行し、計画を上回る成果を挙げつつある。また、社内カンパニー制・管理会計を導入し、全社へのコスト意識の徹底を図ってきた。今後もこれらを徹底し、総特目標に1.4兆円上積みし、10年間累計で4.8兆円のコスト削減を目指す。

こうした合理化をはじめとする様々な経営努力により、自己資本比率を高め、平成28年度中の公募社債市場への復帰を目指す。

人事改革では、総特目標を上回る厳しい年収カット（管理職30%減、一般職20%減）を実施し、人員削減計画の早期達成を目指してきた。一方、厳しい処遇条件から、将来の経営を担う若手を含め、有能な人材の流出が高水準で継続するなど、人材面での劣化への対応が急務となっている。今後の持続的な責任の貫徹と企業価値向上のために、社員に対し、新しい緊張感を醸成しつつ、希望と意欲を持って活躍できる人事制度を導入していく。

ホールディングカンパニー制（以下「HDカンパニー制」）の下での事業運営の方向性

今後の競争激化や震災後の節電の着着などを踏まえると、事業基盤である電力需要の中期的な減少リスクは否定できない。このような前提の下、当社は、HDカンパニー制を活用した徹底的なビジネスモデルの改革を推進する。

具体的には、平成28年4月を目途に、福島復興本社と廃炉を含む原子力事業、グループ本社機能を持つ持株会社の下に、燃料・火力、送配電、小売の各事業子会社を設置する。これにより、持株会社は、経営層によるグループ全体のマネジメントを行うとともに、賠償、廃炉、福島復興に責任を持って取り組み、当社グループとして「事故責任の貫徹」を堅持する。また、各事業子会社は、事業の特性に応じた事業戦略を実現し、我が国経済全体に貢献しつつ、企業価値を向上させる。

イ．フュエル&パワー・カンパニー

フュエル&パワー・カンパニーは、東京湾内に集積する燃料インフラ・電源設備などの高度なインフラ施設を最大限活用し、サプライチェーン全体において従来の事業構造の抜本の見直しに踏み込むことで、世界とダイナミックに渡り合えるエネルギー事業者への変革を図る。これにより、電力・ガス価格を抜本的に低減し、広く国民経済へ利益を還元する。さらに、燃料上流事業、トレーディング事業に加え、海外発電事業、ガス事業を含む国内外での成長可能領域での事業に参画することで、収益基盤を強化する。

ロ．パワーグリッド・カンパニー

パワーグリッド・カンパニーは、我が国の経済・産業の中心である首都圏をエリアとする責任に鑑み、今後とも電力供給の信頼度を確保した上で、国際的にも遜色のない低廉な託送料金水準を念頭に徹底的なコスト削減に取り組むとともに、送配電ネットワーク運用の最効率化を図る。また、発電・小売事業者の地域を越えた活発な競争や、多様化する電源を柔軟に受け入れられる次世代送配電ネットワークの効率的構築・運用に向け、当社エリアを越えた運用の広域化を進めるほか、平成32年度までに当社エリア全てに2,700万台のスマートメーターを、透明性が高く国際標準に沿った形で導入する。

ハ．カスタマーサービス・カンパニー

カスタマーサービス・カンパニーは、首都圏を中心とする多くのお客さまに対し、供給者目線から脱却し、省エネ等による電力市場規模の減少をおそれず、お客さまにとって最も効率的なエネルギー利用を提案・提供する。また、将来的には、お客さまの設備まで含めた、中長期的なインフラ利用コストを最小化する商品・サービスの提供を目指す。こうした活動を通じ、事業の発展を求める企業や、豊かで安心な生活を求める家庭の希望の実現に役立つ「みらい型インフラ企業」を目指す。さらに、戦略的アライアンスの活用等にチャレンジすることで、地域や業種を超えて日本のエネルギー市場の最効率化を主導する事業者となり、トータルエネルギーソリューションによる熱源転換、ガス事業及び周辺事業並びに全国大の電力販売での売上拡大を目指す。

(3) 研究開発活動

当第3四半期連結累計期間の研究開発費の総額は、8,882百万円である。

なお、当第3四半期連結累計期間において、研究開発活動の状況に重要な変更はない。

(4) 生産及び販売の状況

当社は、火力発電等を行う「フュエル&パワー」、水力発電及び送電・変電・配電による電力の供給等を行う「パワーグリッド」、電気の販売等を行う「カスタマーサービス」及び原子力発電等を行う「コーポレート」の4つのセグメントがコスト意識を高めるとともに自発的に収益拡大に取り組みつつ、一体となって電気事業を運営している。加えて、電気事業が連結会社の事業の大半を占めており、また、電気事業以外の製品・サービスは多種多様であり、受注生産形態をとらない製品も少なくないため、生産及び販売の状況については、電気事業のみを記載している。

なお、電気事業については、販売電力量を四半期ごとに比較すると、冷暖房需要によって販売電力量が増加する第2四半期・第4四半期と比べて、第1四半期・第3四半期の販売電力量は相対的に低水準となる特徴がある。

需給実績

種別		平成25年度第3四半期累計	前年同四半期比(%)	
発電電力量	連結会社	水力発電電力量(百万kWh)	9,133	98.2
		火力発電電力量(百万kWh)	163,821	96.6
		原子力発電電力量(百万kWh)	0	-
		新エネルギー等発電電力量(百万kWh)	38	92.4
	他社受電電力量(百万kWh)		38,287	95.1
			3,518	183.3
	融通電力量(百万kWh)		11,792	197.4
			5,770	99.8
揚水発電所の揚水用電力量(百万kWh)		1,755	58.1	
合計(百万kWh)		212,028	98.9	
総合損失電力量(百万kWh)		17,496	103.9	
販売電力量(百万kWh)		194,532	98.4	
出水率(%)		95.1	-	

- (注) 1. 連結会社の水力発電電力量には、東京発電(株)からの受電電力量656百万kWhが含まれている。
 2. 他社受電電力量及び融通電力量の上段は受電電力量、下段は送電電力量を示す。
 3. 揚水発電所の揚水用電力量とは、貯水池運営のための揚水用に使用する電力である。
 4. 販売電力量の中には、自社事業用電力量(平成25年度第3四半期268百万kWh)を含んでいる。
 5. 平成25年度第3四半期出水率は、昭和57年度第3四半期から平成23年度第3四半期までの第3四半期の30か年平均に対する比である。
 なお、平成24年度第3四半期出水率は、昭和56年度第3四半期から平成22年度第3四半期までの第3四半期の30か年平均に対する比であり、91.5%である。

販売実績
a 契約高

種別		平成25年12月31日現在	前年同四半期比(%)
契約口数	電灯	26,997,243	100.7
	電力	2,027,341	98.1
	計	29,024,584	100.5
契約電力(千kW)	電灯	97,952	101.3
	電力	13,711	97.6
	計	111,663	100.9

(注) 電力には、特定規模需要は含まれていない。

b 販売電力量

種別		平成25年度第3四半期累計 (百万kWh)	前年同四半期比 (%)	
特定規模需要以外の需要	電灯	定額電灯	159	102.2
		従量電灯A・B	44,494	96.7
		従量電灯C	8,799	94.5
		その他	11,317	104.8
		計	64,769	97.7
	電力	低圧電力	6,413	95.5
		その他	1,218	95.0
		計	7,630	95.4
	電灯電力合計		72,399	97.4
	特定規模需要		122,133	99.0
電灯電力・特定規模合計		194,532	98.4	
他社販売		3,233	198.7	
融通		5,766	99.8	

c 料金収入

種別	平成25年度第3四半期累計 (百万円)	前年同四半期比 (%)
電灯	1,742,412	107.8
電力	2,548,645	111.3
電灯電力合計	4,291,058	109.9
他社販売	52,106	205.5
融通	96,731	116.6

(注) 1. 電力には、特定規模需要を含む。
2. 上記料金収入には消費税等は含まれていない。

d 産業別（大口電力）需要実績

種別		平成25年度第3四半期累計		
		販売電力量		
		(百万kWh)	前年同四半期比(%)	
鋁 工 業	鋁業	122	103.2	
	製 造 業	食料品	4,447	102.8
		繊維工業	253	108.3
		パルプ・紙・紙加工品	1,840	104.4
		化学工業	7,236	105.4
		石油製品・石炭製品	407	113.2
		ゴム製品	442	97.2
		窯業土石	1,748	99.4
		鉄鋼業	6,257	103.3
		非鉄金属	2,671	93.2
		機械器具	11,751	97.7
		その他	7,197	99.8
		計	44,249	100.7
		計	44,371	100.7
そ の 他	鉄道業	4,405	98.6	
	その他	9,367	99.3	
	計	13,772	99.0	
合計		58,143	100.3	

託送供給料金

当社は、平成25年12月26日、経済産業大臣に託送供給約款の変更（平成25年11月に公布された改正電気事業法を踏まえた自己託送に係る料金等の設定および平成26年4月1日より消費税率が変更になることを踏まえた託送供給に係る料金等の変更）を届出し、平成26年4月1日から実施する。

託送供給料金は下記のとおりである。

- (注) 1. 自己託送とは、一般電気事業者が保有する送配電ネットワークを使用して、工場等に自家用発電設備を設置するお客さまが当該自家用発電設備を用いて発電した電気を、当該お客さまの別の場所にある工場等に送電するサービスのことをいう。
2. 自己託送に係る料金として、従量接続送電サービス料金を新たに設定した。

託送供給料金表

(消費税等相当額を含む料金単価)

			単位	料金単価(円)		
接続送電サービス	標準接続送電サービス	高圧	基本料金	1 kW 1か月につき	550.80	
			電力量料金	1 kWhにつき	2.32	
		特別高圧	基本料金	1 kW 1か月につき	361.80	
			電力量料金	1 kWhにつき	1.25	
	時間帯別接続送電サービス	高圧	基本料金	1 kW 1か月につき	550.80	
			電力量料金	昼間時間	1 kWhにつき	2.56
				夜間時間	"	2.02
		特別高圧	基本料金	1 kW 1か月につき	361.80	
			電力量料金	昼間時間	1 kWhにつき	1.35
				夜間時間	"	1.12
	従量接続送電サービス		高圧	"	11.35	
			特別高圧	"	7.18	
	近接性評価割引額			"	0.35	
	ピークシフト割引額		高圧	1 kW 1か月につき	468.72	
特別高圧			"	307.80		
予備送電サービス	予備送電サービスA		高圧	"	75.60	
			特別高圧	"	64.80	
	予備送電サービスB		高圧	"	91.80	
			特別高圧	"	75.60	
負荷変動対応電力	変動範囲内電力		1 kWhにつき	15.44		
	変動範囲超過電力		夏季昼間時間	"	53.21	
			その他季昼間時間	"	47.03	
			夜間時間	"	28.84	

(注) 1. 時間帯別接続送電サービスにおける「昼間時間」とは、毎日午前8時から午後10時までの時間をいい、「夜間時間」とは、「昼間時間」以外の時間をいう。ただし、日曜日、祝日（「国民の祝日に関する法律」に規定する休日）および1月2日・3日、4月30日、5月1日・2日、12月30日・31日は、全日「夜間時間」扱いとする。

2. 負荷変動対応電力における「夏季昼間時間」とは毎年7月1日から9月30日までの毎日午前8時から午後10時までの時間をいい、「その他季昼間時間」とは毎年10月1日から翌年の6月30日までの毎日午前8時から午後10時までの時間をいい、「夜間時間」とは「夏季昼間時間」および「その他季昼間時間」以外の時間をいう。ただし、日曜日、祝日（「国民の祝日に関する法律」に規定する休日）および1月2日・3日、4月30日、5月1日・2日、12月30日・31日は全日「夜間時間」扱いとする。

3. 原油・LNG（液化天然ガス）・石炭などの燃料価格の変動に応じ毎月自動的に料金を調整する燃料費調整制度が導入されている。

(5) 設備の状況

前連結会計年度末において計画中であった主要な設備の新設、除却等について、当第3四半期連結累計期間に重要な変更はない。

なお、当第3四半期連結累計期間に新たに確定した主要な設備の新設、除却等の計画は次のとおりである。

(原子力発電設備)

地点名	出力(千kW)	廃止
福島第一5、6号	1,884	平成26 / 1

(注) 電気事業法第9条に基づき、平成26年1月31日付けで廃止となった。

また、前連結会計年度末における設備の新設等の計画の当第3四半期連結累計期間の完了分は、次のとおりである。

(火力発電設備)

地点名	出力(千kW)	着工	運転開始
常陸那珂2号	1,000	平成12 / 5	平成25 / 12
広野6号	600	平成20 / 10	平成25 / 12

(変電設備)

件名	電圧(kV)	出力(千kVA)	着工	運転開始
京浜変電所取替	275	450 220	平成23 / 2	平成25 / 6

なお、内燃力発電設備に区分していた鹿島火力7号系列1軸(26.8万kW)及び千葉火力3号系列1軸(33.4万kW)は、コンバインドサイクル化工事が完了し、平成25年12月より試運転を開始したことから、汽力発電設備に区分を変更している。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	35,000,000,000
A種優先株式	5,000,000,000
B種優先株式	500,000,000
計	14,100,000,000(注)

(注) 当社の各種類株式の発行可能種類株式総数の合計は40,500,000,000株であるが、上記の「計」の欄では、当社定款に定める発行可能株式総数14,100,000,000株を記載している。なお、当社が、実際に発行できる株式の総数は、発行可能株式総数の範囲内である。また、発行可能種類株式総数の合計と発行可能株式総数の一致については、会社法上要求されていない。

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末現在発行数(株) (平成25年12月31日)	提出日現在発行数(株) (平成26年2月4日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	1,607,017,531	同左	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数は100株
A種優先株式 (当該優先株式は行使価額修正条項付新株予約権付社債券等である。)	1,600,000,000	同左	非上場	単元株式数は100株 (注1、2、3)
B種優先株式 (当該優先株式は行使価額修正条項付新株予約権付社債券等である。)	340,000,000	同左	非上場	単元株式数は10株 (注1、2、3)
計	3,547,017,531	同左	-	-

(注1) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質は以下のとおり。

(1) A種優先株式及びB種優先株式(以下「本優先株式」という。)には、普通株式を対価とする取得請求権が付与されている。本優先株式の取得請求権の対価として交付される普通株式の数は、一定の期間における普通株式の株価を基準として修正されるため、普通株式の株価の下落により、当該取得請求権の対価として交付される普通株式の数は増加する場合がある。

(2) 本優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の数は、取得請求に係る本優先株式の数に本優先株式1株当たりの払込金額相当額(但し、本優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。)を乗じて得られる額を、下記で定める取得価額で除して得られる数とする。なお、取得請求に係る本優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の合計数に1株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、会社法第167条第3項に従い金銭を交付する。

取得価額は、当初200円とし、本優先株式の払込金額の払込が行われた日の翌日以降、取得請求日における時価の90%に修正される(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)

(以下本(注1)においてかかる修正後の取得価額を「修正後取得価額」という。)

取得請求日における時価は、取得請求日の直前の5連続取引日（以下本（注1）において「取得価額算定期間」という。）の株式会社東京証券取引所における普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。また、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）とする。但し、本優先株式を有する株主（以下「本優先株主」という。）及び当社が請求対象である普通株式の売出しのために金融商品取引業者又は登録金融機関との間で金融商品取引法に規定する元引受契約を締結した場合（本優先株主及び当社が当該普通株式の外国における売出しのために外国証券業者との間で金融商品取引法に規定する元引受契約に類する契約を締結した場合を含む。）、当該元引受契約を締結した旨を当社が公表した日の翌日から当該売出しの受渡日の前日までの間に本優先株主が普通株式を対価とする取得請求をしたときは、取得価額算定期間は、当社が当該売出しを決定した旨を公表した日に先立つ120取引日目に始まる連続する20取引日とする。

上記の詳細は、後記（注3）（1）及び（注3）（2）を参照。

（3）本優先株式の修正後取得価額は300円を上限とし、下限を30円とする。

上記の詳細は、後記（注3）（1）及び（注3）（2）を参照。

（4）当社の決定による本優先株式の全部の取得を可能とする旨の条件はない。

（注2） 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に関する事項は以下のとおり。

（1）行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に表示された権利の行使に関する事項についての所有者との間の取決めの内容

（i）原子力損害賠償支援機構（以下「機構」という。）が保有する議決権割合（潜在株式に係る議決権を含まないベースで算定される。以下本において同じ。）を3分の2以上に増加させる場合、又は（ ）下記により2分の1未満に減少させた議決権割合を2分の1以上に増加させる場合には、機構は、当社と協議のうえ、当社と共同で機構法第46条第1項に定める認定特別事業計画の変更手続をとる（この場合、当社は、機構の判断に従い、認定特別事業計画の変更に係る認定の申請を機構と共同で行う。）ものとし、当該変更について主務大臣の認定が得られた後に議決権割合を増加させるための取得請求権を行使すること（但し、機構が普通株式の市場売却等によってその保有する本優先株式を換価することを目的として、本優先株式について普通株式を対価とする取得請求権を行使する場合にはこの限りではない。）

（i）当社の集中的な経営改革に一定の目的が果たされたと機構が判断する場合、又は（ ）当社が公募債市場において自律的に資金調達を実施していると機構が判断する場合には、機構は、B種優先株式を対価とするA種優先株式の取得請求権の行使等の措置を講じることによって、機構が保有する当社の議決権割合（潜在株式に係る議決権を含まないベースで算定される。）を2分の1未満に低減させること

（2）当社の株券の売買に関する事項についての所有者との間の取決めの内容

本優先株式のいずれも、該当事項はない。

（3）その他投資者の保護を図るため必要な事項

単元株式数

A種優先株式の単元株式数は100株であり、B種優先株式の単元株式数は10株である。

種類株主総会の決議

当社は、会社法第322条第1項の規定による種類株主総会の決議を要しない旨を定款で定めていない。

議決権の有無及びその内容

当社は、本優先株式とは異なる種類の株式である普通株式を発行している。普通株式及びA種優先株式は株主総会において議決権を有する株式だが、B種優先株式は、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。議決権のあるA種優先株式（B種優先株式及び普通株式を対価とする取得請求権が付されている。）と議決権のないB種優先株式（A種優先株式及び普通株式を対価とする取得請求権が付されている。）の2種類を発行する理由は、機構が、議決権付種類株式であるA種優先株式により、総議決権の2分の1超を取得するとともに、追加的に議決権を取得できる転換権付無議決権種類株式であるB種優先株式を引き受けることで、潜在的には総議決権の3分の2超の議決権を確保するためである。

(注3) 株式の内容

(1) A種優先株式の内容

剰余金の配当

イ. A種優先期末配当金

当社は、期末配当金を支払うときは、当該期末配当金に係る基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種優先株式を有する株主（以下「A種優先株主」という。）又はA種優先株式の登録株式質権者（以下「A種優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）又は普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、A種優先株式1株につき、A種優先株式1株当たりの払込金額相当額（200円。但し、A種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に、下記ロ.に定める配当年率（以下「A種優先配当年率」という。）を乗じて算出した額の金銭（円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入する。）（以下「A種優先配当基準金額」という。）を、剰余金の期末配当として支払う。但し、当該基準日の属する事業年度においてA種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して下記ハ.に定めるA種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額を配当する。

ロ. A種優先配当年率

A種優先配当年率 = 日本円TIBOR（12ヶ月物） + 0.25%

なお、A種優先配当年率は、%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。上記の算式において「日本円TIBOR（12ヶ月物）」とは、各事業年度の初日（但し、当該日が銀行休業日の場合はその直前の銀行営業日）（以下「A種優先配当年率決定日」という。）の午前11時における日本円12ヶ月物トーキョー・インター・バンク・オファード・レート（日本円TIBOR）として全国銀行協会によって公表される数値又はこれに準ずるものと認められるものを指す。当該日時に日本円TIBOR（12ヶ月物）が公表されていない場合は、A種優先配当年率決定日（当該日がロンドンにおける銀行休業日の場合にはその直前のロンドンにおける銀行営業日）において、ロンドン時間午前11時にReuters3750ページに表示されるロンドン・インター・バンク・オファード・レート（ユーロ円LIBOR12ヶ月物（360日ベース））として、英国銀行協会（BBA）によって公表される数値又はこれに準ずるものと認められる数値を、日本円TIBOR（12ヶ月物）に代えて用いる。

ハ. A種優先中間配当金

当社は、中間配当金を支払うときは、当該中間配当金に係る基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、A種優先株式1株につき、A種優先配当基準金額の2分の1を限度として、取締役会の決議で定める額の金銭（以下「A種優先中間配当金」という。）を、剰余金の中間配当金として支払う。

ニ. 非累積条項

ある事業年度においてA種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して支払うA種優先株式1株当たりの剰余金の配当の額がA種優先配当基準金額に達しないときは、そのA種優先株式1株当たりの不足額は翌事業年度以降に累積しない。

ホ. 非参加条項

A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対しては、A種優先配当基準金額を超えて剰余金の配当は行わない。但し、当社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号口若しくは同法第760条第7号口に規定される剰余金の配当又は当社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第12号口若しくは同法第765条第1項第8号口に規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

ヘ. 優先順位

A種優先株式及びB種優先株式の剰余金の配当の支払順位は、同順位とする。

残余財産の分配

イ. A種優先残余財産分配金

当社は、残余財産の分配を行うときは、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、A種優先株式1株につき、A種優先株式1株当たりの払込金額相当額（但し、A種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に、下記ハ.に定める経過A種優先配当金相当額を加えた額の金銭を支払う。

ロ．非参加条項

A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対しては、上記イ．のほか残余財産の分配を行わない。

ハ．経過A種優先配当金相当額

経過A種優先配当金相当額は、残余財産の分配が行われる日（以下「分配日」という。）において、分配日の属する事業年度の初日（同日を含む。）から分配日（同日を含む。）までの日数に、A種優先配当基準金額を乗じて算出した額を365で除して得られる額（円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を切り上げる。）をいう。但し、分配日の属する事業年度においてA種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対してA種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

二．優先順位

A種優先株式及びB種優先株式の残余財産の分配の支払順位は、同順位とする。

議決権

A種優先株主は、株主総会において議決権を有する。A種優先株式の1単元の株式数は100株とする。

普通株式を対価とする取得請求権

イ．普通株式対価取得請求権

A種優先株主は、A種優先株式の払込金額の払込が行われた日以降いつでも、法令に従い、当社に対して、下記ロ．に定める数の普通株式（以下本(1)において「請求対象普通株式」という。）の交付と引換えに、その有するA種優先株式の全部又は一部を取得することを請求することができるものとし（以下本(1)において「普通株式対価取得請求」という。）、当社は、当該普通株式対価取得請求に係るA種優先株式を取得すると引換えに、法令の許容する範囲内において、請求対象普通株式を、当該A種優先株主に対して交付する。

但し、本項に基づくA種優先株主による普通株式対価取得請求がなされた日（以下本(1)において「普通株式対価取得請求日」という。）において、剰余授權株式数（以下に定義される。以下本(1)において同じ。）が請求対象普通株式総数（以下に定義される。以下本(1)において同じ。）を下回る場合には、(i)各A種優先株主による普通株式対価取得請求に係るA種優先株式の数に、()剰余授權株式数を請求対象普通株式総数で除して得られる数を乗じた数（小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。また、0を下回る場合は0とする。）のA種優先株式のみ、普通株式対価取得請求の効力が生じるものとし、普通株式対価取得請求の効力が生じるA種優先株式以外の普通株式対価取得請求に係るA種優先株式については、普通株式対価取得請求がなされなかったものとみなす。なお、当該一部取得を行うにあたり、取得するA種優先株式は、抽選、普通株式対価取得請求がなされたA種優先株式の数に応じた比例按分その他当社の取締役会が定める合理的な方法によって決定される。

「剰余授權株式数」とは、(I)当該普通株式対価取得請求日における当社の発行可能株式総数より、() (i)当該普通株式対価取得請求日における発行済株式（自己株式（普通株式に限る。）を除く。）の数及び()当該普通株式対価取得請求日における新株予約権（会社法第236条第1項第4号の期間の初日が到来していないものを除く。）の新株予約権者が会社法第282条の規定により取得することとなる株式の数の総数を控除した数をいう。

「請求対象普通株式総数」とは、A種優先株主が当該普通株式対価取得請求日に普通株式対価取得請求をしたA種優先株式の数に、A種優先株式1株当たりの払込金額相当額（但し、A種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。）を乗じて得られる額を、当該普通株式対価取得請求日における下記ハ．乃至ホ．で定める取得価額で除して得られる数（小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。）をいう。

ロ．A種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の数

A種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の数は、普通株式対価取得請求に係るA種優先株式の数にA種優先株式1株当たりの払込金額相当額（但し、A種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。）を乗じて得られる額を、下記ハ．乃至ホ．で定める取得価額で除して得られる数とする。なお、普通株式対価取得請求に係るA種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の合計数に1株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、会社法第167条第3項に従い金銭を交付する。

ハ．当初取得価額

当初取得価額は、200円とする。

二．取得価額の修正

取得価額は、A種優先株式の払込金額の払込が行われた日の翌日以降、普通株式対価取得請求日における時価（以下に定義される。）の90%に修正される（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）（以下本(1)においてかかる修正後の取得価額を「修正後取得価額」という。）但し、修正後取得価額が300円（以下本(1)において「上限取得価額」という。）を上回る場合には、修正後取得価額は上限取得価額とし、修正後取得価額が30円（以下本(1)において「下限取得価額」という。）を下回る場合には、修正後取得価額は下限取得価額とする。なお、上限取得価額及び下限取得価額は、下記ホ．の調整を受ける。

「普通株式対価取得請求日における時価」は、各普通株式対価取得請求日の直前の5連続取引日（以下本(1)において「取得価額算定期間」という。）の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。また、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）とする。但し、A種優先株主及び当社が請求対象普通株式の売出しのために金融商品取引業者又は登録金融機関との間で金融商品取引法に規定する元引受契約を締結した場合（A種優先株主及び当社が請求対象普通株式の外国における売出しのために外国証券業者との間で金融商品取引法に規定する元引受契約に類する契約を締結した場合を含む。）、当該元引受契約を締結した旨を当社が公表した日の翌日から当該売出しの受渡日の前日までの間にA種優先株主が普通株式対価取得請求をしたときは、取得価額算定期間は、当社が当該売出しを決定した旨を公表した日に先立つ120取引日目に始まる連続する20取引日とする。なお、取得価額算定期間中に下記ホ．に定める事由が生じた場合、上記の終値（気配表示を含む。）の平均値は下記ホ．に準じて当社が適当と判断する値に調整される。

ホ．取得価額並びに上限取得価額及び下限取得価額の調整

(a) 以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり取得価額（なお、取得価額が本ホ．により調整されるのは、取得価額算定期間の最終日における当社の普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。）が確定してから普通株式対価取得請求がなされるまでの間に、以下に掲げる事由が発生した場合に限る。）並びに上限取得価額及び下限取得価額を調整する。

）普通株式につき株式の分割又は株式無償割当てをする場合、次の算式により取得価額を調整する。なお、株式無償割当ての場合には、次の算式における「分割前発行済普通株式数」は「無償割当て前発行済普通株式数（但し、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」、「分割後発行済普通株式数」は「無償割当て後発行済普通株式数（但し、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{分割前発行済普通株式数}}{\text{分割後発行済普通株式数}}$$

調整後取得価額は、株式の分割に係る基準日又は株式無償割当ての効力が生ずる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日）の翌日以降これを適用する。

）普通株式につき株式の併合をする場合、株式の併合の効力が生ずる日をもって次の算式により、取得価額を調整する。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

- ）下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行又は当社が保有する普通株式を処分する場合（株式無償割当ての場合、普通株式の交付と引換えに取得される株式若しくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本ホ．において同じ。）の取得による場合、普通株式を目的とする新株予約権の行使による場合又は合併、株式交換若しくは会社分割により普通株式を交付する場合を除く。）、次の算式（以下本(1)において「取得価額調整式」という。）により取得価額を調整する。調整後取得価額は、払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日）の翌日以降、また株主への割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日（以下本(1)において「株主割当日」という。）の翌日以降これを適用する。なお、当社が保有する普通株式を処分する場合には、次の算式における「新たに発行する普通株式の数」は「処分する当社が保有する普通株式の数」、「当社が保有する普通株式の数」は「処分前において当社が保有する普通株式の数」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\left(\begin{array}{l} \text{発行済普通株式数} \\ - \text{当社が保有する普} \\ \text{通株式の数} \end{array} \right) + \frac{\text{新たに発行する} \quad 1 \text{株当たり} \quad \times \quad \text{払込金額}}{\text{普通株式1株当たりの時価}}}{\left(\begin{array}{l} \text{発行済普通株式数} \\ - \text{当社が保有する普通株式の数} \end{array} \right) + \text{新たに発行する普通株式の数}}$$

- ）当社に取得をさせることにより又は当社に取得されることにより、下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る普通株式1株当たりの取得価額をもって普通株式の交付を受けることができる株式を発行又は処分する場合（株式無償割当ての場合を含む。）、かかる株式の払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日。以下本 ）において同じ。）に、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下本 ）において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行又は処分される株式の全てが当初の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、払込期日の翌日以降、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。
- ）行使することにより又は当社に取得されることにより、普通株式1株当たりの新株予約権の払込金額と新株予約権の行使に際して出資される財産の合計額が下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る価額をもって普通株式の交付を受けることができる新株予約権を発行する場合（新株予約権無償割当ての場合を含む。）、かかる新株予約権の割当日に、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（新株予約権無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下本 ）において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権全てが当初の条件で行使され又は取得されて普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」として普通株式1株当たりの新株予約権の払込金額と新株予約権の行使に際して出資される財産の普通株式1株当たりの価額の合計額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその翌日以降、これを適用する。
- (b) 上記(a)に掲げた事由によるほか、下記)乃至)のいずれかに該当する場合には、当社はA種優先株主及びA種優先登録株式質権者に対して、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整後取得価額、適用の日及びその他必要な事項を通知したうえ、取得価額の調整を適切に行う。
- ）合併、株式交換、株式交換による他の株式会社の発行済株式の全部の取得、株式移転、吸収分割、吸収分割による他の会社がその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部の承継又は新設分割のために取得価額の調整を必要とするとき。
- ）取得価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の取得価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- ）その他、発行済普通株式数（但し、当社が保有する普通株式の数を除く。）の変更又は変更の可能性を生ずる事由の発生によって取得価額の調整を必要とするとき。
- (c) 取得価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

- (d) 取得価額調整式に使用する普通株式1株当たりの時価は、調整後取得価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる連続する30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。また、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）とする。
- (e) 取得価額の調整に際し計算を行った結果、調整後取得価額と調整前取得価額との差額が1円未満にとどまるときは、取得価額の調整はこれを行わない。

へ．合理的な措置

上記ハ．乃至ホ．に定める取得価額は、希釈化防止及び異なる種類の株式の株主間の実質的公平の見地から解釈されるものとし、その算定が困難となる場合又は算定の結果が不合理となる場合には、当社の取締役会は、取得価額の適切な調整その他の合理的に必要な措置をとる。

B種優先株式を対価とする取得請求権

イ．B種優先株式対価取得請求権

A種優先株主は、A種優先株式の払込金額の払込が行われた日以降いつでも、法令に従い、当社に対して、下記ロ．に定める数のB種優先株式（以下「請求対象B種優先株式」という。）の交付と引換えに、その有するA種優先株式の全部又は一部を取得することを請求することができるものとし（以下「B種優先株式対価取得請求」という。）、当社は、当該B種優先株式対価取得請求に係るA種優先株式を取得するのと引換えに、法令の許容する範囲内において、請求対象B種優先株式を、当該A種優先株主に対して交付する。

ロ．A種優先株式の取得と引換えに交付するB種優先株式の数

A種優先株式の取得と引換えに交付するB種優先株式の数は、B種優先株式対価取得請求に係るA種優先株式の数に0.1を乗じて得られる数とする。なお、B種優先株式対価取得請求に係るA種優先株式の取得と引換えに交付するB種優先株式の合計数に1株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、会社法第167条第3項に従い金銭を交付する。

株式の併合又は分割、募集株式の割当て等

- ）当社は、株式の分割又は併合を行うときは、普通株式、A種優先株式及びB種優先株式の種類ごとに同時に同一割合でこれを行う。
- ）当社は、株主に募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えるときは、それぞれの場合に応じて、普通株主には普通株式又は普通株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、A種優先株主にはA種優先株式又はA種優先株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、B種優先株式を有する株主（以下「B種優先株主」という。）にはB種優先株式又はB種優先株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、それぞれ同時に同一割合で与える。
- ）当社は、株主に株式無償割当て又は新株予約権の無償割当てを行うときは、それぞれの場合に応じて、普通株主には普通株式又は普通株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、A種優先株主にはA種優先株式又はA種優先株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、B種優先株主にはB種優先株式又はB種優先株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、それぞれ同時に同一割合で行う。

(2) B種優先株式の内容

剰余金の配当

イ．B種優先期末配当金

当社は、期末配当金を支払うときは、当該期末配当金に係る基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたB種優先株主又はB種優先株式の登録株式質権者（以下「B種優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、B種優先株式1株につき、B種優先株式1株当たりの払込金額相当額（2,000円。但し、B種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に、下記ロ．に定める配当率（以下「B種優先配当率」という。）を乗じて算出した額の金銭（円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入する。）（以下「B種優先配当基準金額」という。）を、剰余金の期末配当として支払う。但し、当該基準日の属する事業年度においてB種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対して下記ハ．に定めるB種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額を配当する。

ロ．B種優先配当率

B種優先配当率 = 日本円TIBOR（12ヶ月物） + 0.5%

なお、B種優先配当率は、%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。上記の算式において「日本円TIBOR（12ヶ月物）」とは、各事業年度の初日（但し、当該日が銀行休業日の場合はその直前の銀行営業日）（以下「B種優先配当率決定日」という。）の午前11時における日本円12ヶ月物トーキョー・インター・バンク・オフアード・レート（日本円TIBOR）として全国銀行協会によって公表される数値又はこれに準ずるものと認められるものを指す。当該日時に日本円TIBOR（12ヶ月物）が公表されていない場合は、B種優先配当率決定日（当該日がロンドンにおける銀行休業日の場合にはその直前のロンドンにおける銀行営業日）において、ロンドン時間午前11時にReuters3750ページに表示されるロンドン・インター・バンク・オフアード・レート（ユーロ円LIBOR12ヶ月物（360日ベース））として、英国銀行協会（BBA）によって公表される数値又はこれに準ずるものと認められる数値を、日本円TIBOR（12ヶ月物）に代えて用いる。

ハ．B種優先中間配当金

当社は、中間配当金を支払うときは、当該中間配当金に係る基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたB種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、B種優先株式1株につき、B種優先配当基準金額の2分の1を限度として、取締役会の決議で定める額の金銭（以下「B種優先中間配当金」という。）を、剰余金の中間配当金として支払う。

ニ．非累積条項

ある事業年度においてB種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対して支払うB種優先株式1株当たりの剰余金の配当の額がB種優先配当基準金額に達しないときは、そのB種優先株式1株当たりの不足額は翌事業年度以降に累積しない。

ホ．非参加条項

B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対しては、B種優先配当基準金額を超えて剰余金の配当は行わない。但し、当社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号口若しくは同法第760条第7号口に規定される剰余金の配当又は当社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第12号口若しくは同法第765条第1項第8号口に規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

ヘ．優先順位

A種優先株式及びB種優先株式の剰余金の配当の支払順位は、同順位とする。

残余財産の分配

イ．B種優先残余財産分配金

当社は、残余財産の分配を行うときは、B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、B種優先株式1株につき、B種優先株式1株当たりの払込金額相当額（但し、B種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に、下記ハ．に定める経過B種優先配当金相当額を加えた額の金銭を支払う。

ロ．非参加条項

B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対しては、上記イ．のほか残余財産の分配を行わない。

八．経過 B 種優先配当金相当額

経過 B 種優先配当金相当額は、分配日において、分配日の属する事業年度の初日（同日を含む。）から分配日（同日を含む。）までの日数に、B 種優先配当基準金額を乗じて算出した額を 365 で除して得られる額（円位未満小数第 3 位まで算出し、その小数第 3 位を切り上げる。）をいう。但し、分配日の属する事業年度において B 種優先株主又は B 種優先登録株式質権者に対して B 種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

二．優先順位

A 種優先株式及び B 種優先株式の残余財産の分配の支払順位は、同順位とする。

議決権

B 種優先株主は、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。B 種優先株式の 1 単元の株式数は 10 株とする。

普通株式を対価とする取得請求権

イ．普通株式対価取得請求権

B 種優先株主は、B 種優先株式の払込金額の払込が行われた日以降いつでも、法令に従い、当社に対して、下記ロ．に定める数の普通株式（以下本(2)において「請求対象普通株式」という。）の交付と引換えに、その有する B 種優先株式の全部又は一部を取得することを請求することができるものとし（以下本(2)において「普通株式対価取得請求」という。）、当社は、当該普通株式対価取得請求に係る B 種優先株式を取得するのと引換えに、法令の許容する範囲内において、請求対象普通株式を、当該 B 種優先株主に対して交付する。

但し、本項に基づく B 種優先株主による普通株式対価取得請求がなされた日（以下本(2)において「普通株式対価取得請求日」という。）において、剰余授權株式数（以下に定義される。以下本(2)において同じ。）が請求対象普通株式総数（以下に定義される。以下本(2)において同じ。）を下回る場合には、(i)各 B 種優先株主による普通株式対価取得請求に係る B 種優先株式の数に、()剰余授權株式数を請求対象普通株式総数で除して得られる数を乗じた数（小数第 1 位まで算出し、その小数第 1 位を切り捨てる。また、0 を下回る場合は 0 とする。）の B 種優先株式のみ、普通株式対価取得請求の効力が生じるものとし、普通株式対価取得請求の効力が生じる B 種優先株式以外の普通株式対価取得請求に係る B 種優先株式については、普通株式対価取得請求がなされなかったものとみなす。なお、当該一部取得を行うにあたり、取得する B 種優先株式は、抽選、普通株式対価取得請求がなされた B 種優先株式の数に応じた比例按分その他当社の取締役会が定める合理的な方法によって決定される。

「剰余授權株式数」とは、(I)当該普通株式対価取得請求日における当社の発行可能株式総数より、() (i) 当該普通株式対価取得請求日における発行済株式（自己株式（普通株式に限る。）を除く。）の数及び() 当該普通株式対価取得請求日における新株予約権（会社法第 236 条第 1 項第 4 号の期間の初日が到来していないものを除く。）の新株予約権者が会社法第 282 条の規定により取得することとなる株式の数の総数を控除した数をいう。

「請求対象普通株式総数」とは、B 種優先株主が当該普通株式対価取得請求日に普通株式対価取得請求をした B 種優先株式の数に、B 種優先株式 1 株当たりの払込金額相当額（但し、B 種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。）を乗じて得られる額を、当該普通株式対価取得請求日における下記八．乃至ホ．で定める取得価額で除して得られる数（小数第 1 位まで算出し、その小数第 1 位を切り上げる。）をいう。

ロ．B 種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の数

B 種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の数は、普通株式対価取得請求に係る B 種優先株式の数に B 種優先株式 1 株当たりの払込金額相当額（但し、B 種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。）を乗じて得られる額を、下記八．乃至ホ．で定める取得価額で除して得られる数とする。なお、普通株式対価取得請求に係る B 種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の合計数に 1 株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、会社法第 167 条第 3 項に従い金銭を交付する。

八．当初取得価額

当初取得価額は、200 円とする。

二．取得価額の修正

取得価額は、B種優先株式の払込金額の払込が行われた日の翌日以降、普通株式対価取得請求日における時価（以下に定義される。）の90％に修正される（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）（以下本(2)においてかかる修正後の取得価額を「修正後取得価額」という。）但し、修正後取得価額が300円（以下本(2)において「上限取得価額」という。）を上回る場合には、修正後取得価額は上限取得価額とし、修正後取得価額が30円（以下本(2)において「下限取得価額」という。）を下回る場合には、修正後取得価額は下限取得価額とする。なお、上限取得価額及び下限取得価額は、下記ホ．の調整を受ける。

「普通株式対価取得請求日における時価」は、各普通株式対価取得請求日の直前の5連続取引日（以下本(2)において「取得価額算定期間」という。）の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。また、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）とする。但し、B種優先株主及び当社が請求対象普通株式の売出しのために金融商品取引業者又は登録金融機関との間で金融商品取引法に規定する元引受契約を締結した場合（B種優先株主及び当社が請求対象普通株式の外国における売出しのために外国証券業者との間で金融商品取引法に規定する元引受契約に類する契約を締結した場合を含む。）、当該元引受契約を締結した旨を当社が公表した日の翌日から当該売出しの受渡日の前日までの間にB種優先株主が普通株式対価取得請求をしたときは、取得価額算定期間は、当社が当該売出しを決定した旨を公表した日に先立つ120取引日目に始まる連続する20取引日とする。なお、取得価額算定期間中に下記ホ．に定める事由が生じた場合、上記の終値（気配表示を含む。）の平均値は下記ホ．に準じて当社が適当と判断する値に調整される。

ホ．取得価額並びに上限取得価額及び下限取得価額の調整

(a) 以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり取得価額（なお、取得価額が本ホ．により調整されるのは、取得価額算定期間の最終日における当社の普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。）が確定してから普通株式対価取得請求がなされるまでの間に、以下に掲げる事由が発生した場合に限る。）並びに上限取得価額及び下限取得価額を調整する。

）普通株式につき株式の分割又は株式無償割当てをする場合、次の算式により取得価額を調整する。なお、株式無償割当ての場合には、次の算式における「分割前発行済普通株式数」は「無償割当て前発行済普通株式数（但し、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」、「分割後発行済普通株式数」は「無償割当て後発行済普通株式数（但し、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{分割前発行済普通株式数}}{\text{分割後発行済普通株式数}}$$

調整後取得価額は、株式の分割に係る基準日又は株式無償割当ての効力が生ずる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日）の翌日以降これを適用する。

）普通株式につき株式の併合をする場合、株式の併合の効力が生ずる日をもって次の算式により、取得価額を調整する。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

）下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行又は当社が保有する普通株式を処分する場合（株式無償割当ての場合、普通株式の交付と引換えに取得される株式若しくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本（ ）において同じ。）の取得による場合、普通株式を目的とする新株予約権の行使による場合又は合併、株式交換若しくは会社分割により普通株式を交付する場合を除く。）、次の算式（以下本（2）において「取得価額調整式」という。）により取得価額を調整する。調整後取得価額は、払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日）の翌日以降、また株主への割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日（以下本（2）において「株主割当日」という。）の翌日以降これを適用する。なお、当社が保有する普通株式を処分する場合には、次の算式における「新たに発行する普通株式の数」は「処分する当社が保有する普通株式の数」、「当社が保有する普通株式の数」は「処分前において当社が保有する普通株式の数」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\left(\begin{array}{l} \text{（発行済普通株式数 - 当社が保有する普通株式の数）} \\ \text{+} \\ \frac{\text{新たに発行する普通株式の数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{普通株式1株当たりの時価の数}} \end{array} \right)}{\left(\begin{array}{l} \text{（発行済普通株式数 - 当社が保有する普通株式の数）} \\ \text{+} \\ \text{新たに発行する普通株式の数} \end{array} \right)}$$

- ）当社に取得をさせることにより又は当社に取得されることにより、下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る普通株式1株当たりの取得価額をもって普通株式の交付を受けることができる株式を発行又は処分する場合（株式無償割当ての場合を含む。）、かかる株式の払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日。以下本（ ）において同じ。）に、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下本（ ）において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行又は処分される株式の全てが当初の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、払込期日の翌日以降、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。
- ）行使することにより又は当社に取得されることにより、普通株式1株当たりの新株予約権の払込金額と新株予約権の行使に際して出資される財産の合計額が下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る価額をもって普通株式の交付を受けることができる新株予約権を発行する場合（新株予約権無償割当ての場合を含む。）、かかる新株予約権の割当日に、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（新株予約権無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下本（ ）において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権全てが当初の条件で行使され又は取得されて普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」として普通株式1株当たりの新株予約権の払込金額と新株予約権の行使に際して出資される財産の普通株式1株当たりの価額の合計額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその翌日以降、これを適用する。
- (b) 上記(a)に掲げた事由によるほか、下記（ ）乃至（ ）のいずれかに該当する場合には、当社はB種優先株主及びB種優先登録株式質権者に対して、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整後取得価額、適用の日及びその他必要な事項を通知したうえ、取得価額の調整を適切に行う。
- ）合併、株式交換、株式交換による他の株式会社の発行済株式の全部の取得、株式移転、吸収分割、吸収分割による他の会社がその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部の承継又は新設分割のために取得価額の調整を必要とするとき。
- ）取得価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の取得価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- ）その他、発行済普通株式数（但し、当社が保有する普通株式の数を除く。）の変更又は変更の可能性を生ずる事由の発生によって取得価額の調整を必要とするとき。
- (c) 取得価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

- (d) 取得価額調整式に使用する普通株式1株当たりの時価は、調整後取得価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる連続する30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。また、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）とする。
- (e) 取得価額の調整に際し計算を行った結果、調整後取得価額と調整前取得価額との差額が1円未満にとどまるときは、取得価額の調整はこれを行わない。

へ．合理的な措置

上記ハ．乃至ホ．に定める取得価額は、希釈化防止及び異なる種類の株式の株主間の実質的公平の見地から解釈されるものとし、その算定が困難となる場合又は算定の結果が不合理となる場合には、当社の取締役会は、取得価額の適切な調整その他の合理的に必要な措置をとる。

A種優先株式を対価とする取得請求権

イ．A種優先株式対価取得請求権

B種優先株主は、B種優先株式の払込金額の払込が行われた日以降いつでも、法令に従い、当社に対して、下記ロ．に定める数のA種優先株式（以下「請求対象A種優先株式」という。）の交付と引換えに、その有するB種優先株式の全部又は一部を取得することを請求することができるものとし（以下「A種優先株式対価取得請求」という。）、当社は、当該A種優先株式対価取得請求に係るB種優先株式を取得するのと引換えに、法令の許容する範囲内において、請求対象A種優先株式を、当該B種優先株主に対して交付する。

ロ．B種優先株式の取得と引換えに交付するA種優先株式の数

B種優先株式の取得と引換えに交付するA種優先株式の数は、A種優先株式対価取得請求に係るB種優先株式の数に10を乗じて得られる数とする。

株式の併合又は分割、募集株式の割当て等

- ）当社は、株式の分割又は併合を行うときは、普通株式、A種優先株式及びB種優先株式の種類ごとに同時に同一割合でこれを行う。
- ）当社は、株主に募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えるときは、それぞれの場合に応じて、普通株主には普通株式又は普通株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、A種優先株主にはA種優先株式又はA種優先株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、B種優先株主にはB種優先株式又はB種優先株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、それぞれ同時に同一割合で与える。
- ）当社は、株主に株式無償割当て又は新株予約権の無償割当てを行うときは、それぞれの場合に応じて、普通株主には普通株式又は普通株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、A種優先株主にはA種優先株式又はA種優先株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、B種優先株主にはB種優先株式又はB種優先株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、それぞれ同時に同一割合で行う。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項なし。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項なし。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項なし。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金残高 (百万円)
平成25年10月1日～ 平成25年12月31日	-	3,547,017	-	1,400,975	-	743,555

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はない。

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成25年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	B種優先株式 340,000,000	-	「1(1) 発行済株式」の記載を参照
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 3,002,200	-	-
	(相互保有株式) 普通株式 3,719,300		
完全議決権株式(その他)	普通株式 1,593,613,100	15,936,131	-
	A種優先株式 1,600,000,000	16,000,000	「1(1) 発行済株式」の記載を参照
単元未満株式	普通株式 6,682,931	-	1単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	3,547,017,531	-	-
総株主の議決権	-	31,936,131	-

(注) 1. 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が14,600株含まれている。また、「議決権の数」欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数146個が含まれている。

2. 当第3四半期会計期間末日現在の「発行済株式」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、直前の基準日(平成25年9月30日)に基づく株主名簿による記載をしている。

【自己株式等】

平成25年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
東京電力株式会社	東京都千代田区内幸町1丁目1番3号	3,002,200	-	3,002,200	0.08
株式会社関電工	東京都港区芝浦4丁目8番33号	2,369,800	-	2,369,800	0.07
株式会社東京エネシス	東京都中央区日本橋茅場町1丁目3番1号	1,349,500	-	1,349,500	0.04
計	-	6,721,500	-	6,721,500	0.19

(注) 1. 上記のほか、株主名簿上は当社名義となっているが、実質的に所有していない株式が1,000株(議決権の数10個)ある。

なお、当該株式は上記「発行済株式」の「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式に含まれている。

2. 当第3四半期会計期間末日現在の「自己株式等」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、直前の基準日(平成25年9月30日)に基づく株主名簿による記載をしている。

2 【役員の状況】

該当事項なし。

第4【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に準拠し「電気事業会計規則」（昭和40年通商産業省令第57号）に準じて作成している。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき第3四半期連結会計期間（平成25年10月1日から平成25年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成25年4月1日から平成25年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けている。

1【四半期連結財務諸表】
(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成25年12月31日)
資産の部		
固定資産	12,248,110	12,523,441
電気事業固定資産	7,320,361	7,227,164
水力発電設備	631,071	609,235
汽力発電設備	846,988	1,102,980
原子力発電設備	745,537	594,018
送電設備	1,946,158	1,880,448
変電設備	764,362	749,116
配電設備	2,099,594	2,070,926
業務設備	134,362	129,618
その他の電気事業固定資産	152,287	90,819
その他の固定資産	288,123	276,775
固定資産仮勘定	994,481	856,326
建設仮勘定及び除却仮勘定	994,481	856,326
核燃料	807,303	790,632
装荷核燃料	141,809	123,372
加工中等核燃料	665,494	667,259
投資その他の資産	2,837,839	3,372,542
長期投資	151,598	143,612
使用済燃料再処理等積立金	1,070,846	1,018,860
未収原子力損害賠償支援機構資金交付金	891,779	1,431,144
その他	724,195	779,533
貸倒引当金(貸方)	580	607
流動資産	2,741,020	2,777,588
現金及び預金	1,754,977	1,756,125
受取手形及び売掛金	475,752	539,450
たな卸資産	227,672	226,246
その他	286,097	259,714
貸倒引当金(貸方)	3,480	3,949
合計	14,989,130	15,301,030

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成25年12月31日)
負債及び純資産の部		
固定負債	11,804,252	11,339,019
社債	² 3,768,108	² 3,763,646
長期借入金	² 3,024,908	² 2,936,099
退職給付引当金	424,198	414,646
使用済燃料再処理等引当金	1,108,592	1,068,044
使用済燃料再処理等準備引当金	60,799	67,337
災害損失引当金	702,000	627,972
原子力損害賠償引当金	1,765,716	1,616,565
資産除去債務	826,577	717,779
その他	123,350	126,927
流動負債	2,042,284	2,016,354
1年以内に期限到来の固定負債	² 1,127,182	1,190,408
短期借入金	11,240	11,807
支払手形及び買掛金	334,998	307,914
未払税金	87,748	81,282
その他	481,115	424,942
特別法上の引当金	4,780	4,973
原子力発電工事償却準備引当金	4,780	4,973
負債合計	13,851,317	13,360,347
株主資本	1,163,467	1,936,375
資本金	1,400,975	1,400,975
資本剰余金	743,621	743,618
利益剰余金	972,773	199,842
自己株式	8,356	8,376
その他の包括利益累計額	46,762	21,741
その他有価証券評価差額金	2,452	5,168
繰延ヘッジ損益	18,261	13,273
土地再評価差額金	3,254	3,286
為替換算調整勘定	27,699	10,349
少数株主持分	21,107	26,048
純資産合計	1,137,812	1,940,682
合計	14,989,130	15,301,030

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (平成24年4月1日から 平成24年12月31日まで)	当第3四半期連結累計期間 (平成25年4月1日から 平成25年12月31日まで)
営業収益	4,334,248	4,800,196
電気事業営業収益	4,105,493	4,578,111
その他事業営業収益	228,755	222,085
営業費用	4,448,705	4,568,865
電気事業営業費用	4,247,977	4,370,955
その他事業営業費用	200,727	197,909
営業利益又は営業損失()	114,456	231,331
営業外収益	48,625	55,191
受取配当金	3,992	5,354
受取利息	14,035	13,630
持分法による投資利益	20,102	21,509
その他	10,494	14,695
営業外費用	129,218	97,301
支払利息	91,002	85,862
その他	38,215	11,439
四半期経常収益合計	4,382,874	4,855,387
四半期経常費用合計	4,577,923	4,666,167
経常利益又は経常損失()	195,049	189,220
湯水準備金引当又は取崩し	9,865	-
湯水準備引当金取崩し(貸方)	9,865	-
原子力発電工事償却準備金引当又は取崩し	328	192
原子力発電工事償却準備金引当	328	192
特別利益	855,042	1,782,640
原子力損害賠償支援機構資金交付金	696,808	1,665,765
固定資産売却益	56,683	84,835
有価証券売却益	3,348	-
関係会社株式売却益	24,569	-
退職給付制度改定益	73,633	-
災害損失引当金戻入額	-	32,039
特別損失	653,346	1,185,032
災害特別損失	25,222	21,216
原子力損害賠償費	628,123	1,123,965
福島第一5・6号機廃止損失	-	39,849
税金等調整前四半期純利益	16,183	786,635
法人税、住民税及び事業税	14,942	10,881
法人税等調整額	928	718
法人税等合計	15,871	10,162
少数株主損益調整前四半期純利益	312	776,473
少数株主利益	2,533	3,575
四半期純利益又は四半期純損失()	2,221	772,898

【四半期連結包括利益計算書】
 【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (平成24年4月1日から 平成24年12月31日まで)	当第3四半期連結累計期間 (平成25年4月1日から 平成25年12月31日まで)
少数株主損益調整前四半期純利益	312	776,473
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	991	259
繰延ヘッジ損益	71	109
為替換算調整勘定	593	12,047
持分法適用会社に対する持分相当額	695	14,211
その他の包括利益合計	817	26,628
四半期包括利益	505	803,102
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	3,053	797,952
少数株主に係る四半期包括利益	2,547	5,150

【注記事項】

(連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更)

当第3四半期連結累計期間
(平成25年4月1日から
平成25年12月31日まで)

1. 連結の範囲の重要な変更

第1四半期連結会計期間より、株式会社テブコケーブルテレビは清算終了したことにより、連結の範囲から除外している。

第2四半期連結会計期間より、東電工業株式会社及び尾瀬林業株式会社は連結子会社である東電環境エンジニアリング株式会社(現 東京パワーテクノロジー株式会社)に吸収合併され消滅したため、連結の範囲から除外している。また、株式会社東電ホームサービス及び東電広告株式会社は連結子会社である東電タウンプランニング株式会社に吸収合併され消滅したため、連結の範囲から除外している。

当第3四半期連結会計期間より、ティーエムエナジー・オーストラリア社は清算終了したことにより、連結の範囲から除外している。

(会計方針の変更等)

当第3四半期連結累計期間
(平成25年4月1日から
平成25年12月31日まで)

1. 会計上の見積りの変更

福島第一原子力発電所5・6号機の原子炉の安全な冷温停止状態を維持するため等に要する費用または損失については、これまで新潟県中越沖地震により被災した柏崎刈羽原子力発電所の復旧等に要する費用または損失と同程度と判断し、これに基づく見積額を計上していたが、当該号機の廃止の決定に伴い個々の工事内容等に基づく見積りに変更のうえ計上している。この変更に伴う影響について、「災害損失引当金戻入額」32,039百万円を特別利益に計上している。

2. 原子力発電施設解体費の計上方法の変更

「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」(昭和32年6月10日 法律第166号)に規定された特定原子力発電施設の廃止措置について計上している資産除去債務に対応する除去費用は、「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)第8項を適用し、「原子力発電施設解体引当金に関する省令」(平成元年通商産業省令第30号。以下「解体引当金省令」という)の規定に基づき、原子力発電施設解体費の総見積額を発電設備の見込運転期間にわたり、原子力の発電実績に応じて費用計上する方法によっていたが、平成25年10月1日に「電気事業会計規則等の一部を改正する省令」(平成25年経済産業省令第52号)が施行され、解体引当金省令が改正されたため、同施行日以降は、見込運転期間に安全貯蔵予定期間を加えた期間にわたり、定額法による費用計上方法に変更した。なお、この変更は有形固定資産等の費用配分方法の変更であり、会計上の見積りの変更と区分することが困難なため、遡及適用は行わない。

これに伴い、従来の方と比べて、当第3四半期連結累計期間の営業利益及び経常利益は、それぞれ4,131百万円減少し、税金等調整前四半期純利益は、22,598百万円増加している。また、当第3四半期連結会計期間末の原子力発電設備及び資産除去債務は、それぞれ104,227百万円及び130,508百万円減少している。

(追加情報)

当第3四半期連結累計期間
(平成25年4月1日から
平成25年12月31日まで)

1. 福島第一原子力発電所の事故等に関する原子力損害の賠償

東北地方太平洋沖地震により被災した福島第一原子力発電所の事故等に関する原子力損害について、当社は事故の当事者であることを真摯に受け止め、被害を受けられた皆さまへの賠償を早期に実現するとの観点から、国の援助を受けながら「原子力損害の賠償に関する法律」(昭和36年6月17日 法律第147号)に基づく賠償を実施することとした。その後、原子力損害賠償紛争審査会において、平成23年8月5日に「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」(以下「中間指針」という)、同年12月6日に中間指針追補、平成24年3月16日に中間指針第二次追補、平成25年1月30日に中間指針第三次追補、そして、同年12月26日に中間指針第四次追補が決定されるとともに、平成24年7月20日には政府の方針として、「避難指示区域の見直しに伴う賠償基準の考え方について」が公表された。当社は迅速かつ適切な賠償を行う観点から、これらを踏まえ、中間指針等で示された損害項目ごとに、賠償基準を策定している。また、平成23年12月26日には政府の原子力災害対策本部により「ステップ2の完了を受けた警戒区域及び避難指示区域の見直しに関する基本的考え方及び今後の検討課題について」が取りまとめられ、避難指示区域等の見直しに係る考え方が示されている。これらに加え、損害賠償請求実績や客観的な統計データ等により見積もった、避難等対象者の避難費用や精神的損害、自主的避難等に係る損害、避難指示等による就労不能に伴う損害や営業損害、農林漁業における出荷制限等に伴う損害、風評被害及び一部を除く財物価値の喪失または減少等の賠償見積額4,930,866百万円から「原子力損害賠償補償契約に関する法律」(昭和36年6月17日 法律第148号)の規定による補償金(以下「補償金」という)の受入額120,000百万円を控除した金額4,810,866百万円と前連結会計年度の見積額との差額1,123,965百万円を原子力損害賠償費に計上している。これらの賠償額の見積りについては、参照するデータの精緻化や被害を受けられた皆さまとの合意等により、今後変動する可能性があるものの、現時点の合理的な見積りが可能な範囲における概算額を計上している。

一方、こうした賠償の迅速かつ適切な実施のため、「原子力損害賠償支援機構法」(平成23年8月10日 法律第94号。以下「機構法」という)に基づき新設された原子力損害賠償支援機構(以下「機構」という)は、申請のあった原子力事業者に対し必要な資金援助を行うこととされている。当社が計上する原子力損害賠償費は、被害を受けられた皆さまとの合意が大前提となるものの、当社からお支払いする額として提示させていただく額の見積額であり、当社が迅速かつ適切な賠償を実施するためには、機構から必要な資金援助を受ける必要がある。そのため、当社は機構に対し、機構法第43条第1項の規定に基づき、資金援助の申請日時点での原子力損害賠償費を要賠償額の見通し額として資金援助の申請を行っており、平成25年12月27日に同日時点での要賠償額の見通し額4,908,844百万円への資金援助の額の変更を申請したことから、当第3四半期連結累計期間において、同額から補償金の受入額120,000百万円を控除した金額4,788,844百万円と、同年2月4日に損害賠償の履行に充てるための資金として交付することが決定された金額3,123,079百万円との差額1,665,765百万円を原子力損害賠償支援機構資金交付金に計上している。

なお、資金援助を受けるにあたっては、機構法第52条第1項の規定により機構が定める特別な負担金を支払うこととされているが、その金額については、当社の収支の状況に照らし連結会計年度ごとに機構における運営委員会の議決を経て定められるとともに、主務大臣による認可が必要となることなどから、計上していない。

2. 原子力発電設備に関する電気事業会計規則の変更

平成25年10月1日に「電気事業会計規則等の一部を改正する省令」(平成25年経済産業省令第52号。以下「改正省令」という)が施行され、「電気事業会計規則」(昭和40年通商産業省令第57号)が改正されたため、同施行日以降は、原子力発電設備に原子炉の廃止に必要な固定資産及び原子炉の運転を廃止した後も維持管理を要する固定資産(以下これらを合わせて「廃止措置資産」という)を含めて整理することとなった。なお、この変更は改正省令の定めにより遡及適用は行わない。

これに伴い、当第3四半期連結累計期間の営業利益及び経常利益は、12,533百万円減少(減価償却費は12,533百万円増加)し、税金等調整前四半期純利益は、116,331百万円増加(特別損失は128,864百万円減少、減価償却費は12,533百万円増加)している。

なお、当第3四半期連結会計期間末の原子力発電設備に含まれる廃止措置資産の残高は、116,331百万円である。

3. 福島第一5・6号機廃止損失

平成25年12月18日開催の取締役会において、福島第一原子力発電所5・6号機の廃止について決定した。これに伴い、発電設備の損失額等を当第3四半期連結累計期間において特別損失に計上している。

なお、主な内訳は、以下のとおりである。

発電設備の損失 19,686百万円

核燃料の損失及び処理費用 20,083百万円

(四半期連結貸借対照表関係)

1. 偶発債務

(1) 保証債務

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成25年12月31日)
イ 関連会社等の金融機関からの借入金に対する保証債務	206,236百万円	183,749百万円
ロ 関連会社が発行している社債に対する保証債務	9,597	9,597
ハ 関連会社等が締結した契約の履行に対する保証債務	21,982	5,674
ニ 従業員の持ち家財形融資等による金融機関からの借入金に対する保証債務	225,462	216,277
計	463,278	415,298

(2) 社債の債務履行引受契約に係る偶発債務

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成25年12月31日)
	70,000百万円	70,000百万円

(3) 原子力損害の賠償に係る偶発債務

前連結会計年度(平成25年3月31日)

東北地方太平洋沖地震により被災した福島第一原子力発電所の事故等に関する原子力損害について、当社は事故の当事者であることを真摯に受け止め、被害を受けられた皆さまへの賠償を早期に実現するとの観点から、国の援助を受けながら「原子力損害の賠償に関する法律」(昭和36年6月17日 法律第147号)に基づく賠償を実施することとした。その後、原子力損害賠償紛争審査会において、平成23年8月5日に「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」(以下「中間指針」という)、同年12月6日に中間指針追補、平成24年3月16日に中間指針第二次追補、平成25年1月30日に中間指針第三次追補が決定されるとともに、平成24年7月20日には政府の方針として、「避難指示区域の見直しに伴う賠償基準の考え方について」が公表された。当社は迅速かつ適切な賠償を行う観点から、これらを踏まえ、中間指針等で示された損害項目ごとに、賠償基準を策定している。また、平成23年12月26日には政府の原子力災害対策本部により「ステップ2の完了を受けた警戒区域及び避難指示区域の見直しに関する基本的考え方及び今後の検討課題について」が取りまとめられ、避難指示区域等の見直しに係る考え方が示されている。これらに加え、損害賠償請求実績や客観的な統計データ等に基づき合理的な見積りが可能な額については、当連結会計年度において原子力損害賠償引当金に計上しているが、中間指針等の記載内容や現時点で入手可能なデータ等により合理的に見積ることができない間接被害や一部の財物価値の喪失または減少等については計上していない。また、「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」(平成23年8月30日 法律第110号)に基づき講ぜられる廃棄物の処理及び除染等の措置等が、国の財政上の措置の下に進められている。そのうち、廃棄物の処理及び除染等の措置等に要する費用として当社に請求または求償される額については、合意された一部を除き、現時点で当該措置の具体的な実施内容等を把握できる状況になく、賠償額を合理的に見積ることができないことなどから、計上していない。

当第3四半期連結会計期間(平成25年12月31日)

東北地方太平洋沖地震により被災した福島第一原子力発電所の事故等に関する原子力損害について、当社は事故の当事者であることを真摯に受け止め、被害を受けられた皆さまへの賠償を早期に実現するとの観点から、国の援助を受けながら「原子力損害の賠償に関する法律」(昭和36年6月17日 法律第147号)に基づく賠償を実施することとした。その後、原子力損害賠償紛争審査会において、平成23年8月5日に「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」(以下「中間指針」という)、同年12月6日に中間指針追補、平成24年3月16日に中間指針第二次追補、平成25年1月30日に中間指針第三次追補、そして、同年12月26日に中間指針第四次追補が決定されるとともに、平成24年7月20日には政府の方針として、「避難指示区域の見直しに伴う賠償基準の考え方について」が公表された。当社は迅速かつ適切な賠償を行う観点から、これらを踏まえ、中間指針等で示された損害項目ごとに、賠償基準を策定している。また、平成23年12月26日には政府の原子力災害対策本部により「ステップ2の完了を受けた警戒区域及び避難指示区域の見直しに関する基本的考え方及び今後の検討課題について」が取りまとめられ、避難指示区域等の見直しに係る考え方が示されている。これらに加え、損害賠償請求実績や客観的な統計データ等に基づき合理的な見積りが可能な額については、当第3四半期連結会計期間末において原子力損害賠償引当金に計上しているが、中間指針等の記載内容や現時点で入手可能なデータ等により合理的に見積ることができない間接被害や一部の財物価値の喪失または減少等については計上していない。また、「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」(平

成23年8月30日 法律第110号)に基づき講ぜられる廃棄物の処理及び除染等の措置等が、国の財政上の措置の下に進められている。そのうち、廃棄物の処理及び除染等の措置等に要する費用として当社に請求または求償される額については、合意された一部を除き、現時点で当該措置の具体的な実施内容等を把握できる状況になく、賠償額を合理的に見積ることができないことなどから、計上していない。

2. 財務制限条項

前連結会計年度(平成25年3月31日)

当社の社債(676,411百万円)、長期借入金(21,764百万円)及び1年以内に期限到来の固定負債(199,994百万円)には、当社及び当社グループの財政状態、経営成績に係る財務制限条項が付されている。

当第3四半期連結会計期間(平成25年12月31日)

当社の社債(1,068,377百万円)及び長期借入金(321,764百万円)には、当社及び当社グループの財政状態、経営成績に係る財務制限条項が付されている。

(四半期連結損益計算書関係)

1. 季節的変動

前第3四半期連結累計期間(平成24年4月1日から平成24年12月31日まで)及び当第3四半期連結累計期間(平成25年4月1日から平成25年12月31日まで)

電気事業については、売上高において販売電力量を四半期ごとに比較すると、冷暖房需要によって販売電力量が増加する第2四半期・第4四半期と比べて、第1四半期・第3四半期の販売電力量は相対的に低水準となる特徴がある。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成していない。なお、第3四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりである。

	前第3四半期連結累計期間 (平成24年4月1日から 平成24年12月31日まで)	当第3四半期連結累計期間 (平成25年4月1日から 平成25年12月31日まで)
減価償却費	464,935百万円	475,840百万円

(株主資本等関係)

1. 株主資本の金額の著しい変動

前第3四半期連結累計期間(平成24年4月1日から平成24年12月31日まで)

当社は、平成24年7月31日を払込期日とする第三者割当増資(原子力損害賠償支援機構を割当先とする優先株式の発行)を実施した。この結果、当第3四半期連結累計期間において資本金が500,000百万円、資本剰余金が500,000百万円増加し、当第3四半期連結会計期間末において資本金が1,400,975百万円、資本剰余金が743,624百万円となっている。

当第3四半期連結累計期間(平成25年4月1日から平成25年12月31日まで)

該当事項なし。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第3四半期連結累計期間(平成24年4月1日から平成24年12月31日まで)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント					その他 (注1)	合計	調整額 (注2)	四半期連結 損益計算書 計上額 (注3)
	フュエル & パワー	パワー グリッド	カスタマー サービス	コーポ レート	計				
売上高									
外部顧客への売上高	20,222	58,126	4,028,740	76,224	4,183,314	150,933	4,334,248	-	4,334,248
セグメント間の内部 売上高又は振替高	2,294,083	1,215,070	151,167	263,605	3,923,927	189,847	4,113,774	4,113,774	-
計	2,314,306	1,273,197	4,179,908	339,829	8,107,241	340,781	8,448,023	4,113,774	4,334,248
セグメント利益又は 損失()	61,206	170,478	171,015	208,734	148,064	29,942	118,121	3,665	114,456

(注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、情報通信事業、エネルギー・環境事業、住環境・生活関連事業、海外事業である。

2. セグメント利益又は損失()の調整額3,665百万円には、セグメント間取引消去3,663百万円等が含まれている。

3. セグメント利益又は損失()は、四半期連結損益計算書の営業損失と調整を行っている。

当第3四半期連結累計期間(平成25年4月1日から平成25年12月31日まで)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント					その他 (注1)	合計	調整額 (注2)	四半期連結 損益計算書 計上額 (注3)
	フュエル & パワー	パワー グリッド	カスタマー サービス	コーポ レート	計				
売上高									
外部顧客への売上高	21,735	65,086	4,491,906	90,660	4,669,388	130,808	4,800,196	-	4,800,196
セグメント間の内部 売上高又は振替高	2,388,647	1,123,726	155,392	372,805	4,040,571	162,765	4,203,336	4,203,336	-
計	2,410,382	1,188,812	4,647,298	463,465	8,709,959	293,574	9,003,533	4,203,336	4,800,196
セグメント利益又は 損失()	61,399	169,515	74,011	102,535	202,391	26,766	229,157	2,173	231,331

(注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、情報通信事業、エネルギー・環境事業、住環境・生活関連事業、海外事業である。

2. セグメント利益又は損失()の調整額2,173百万円には、セグメント間取引消去2,172百万円等が含まれている。

3. セグメント利益又は損失()は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っている。

2. 報告セグメントの変更等に関する事項

当社は、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震の影響を踏まえ、電気の安定供給に必要なもの以外の事業について大幅に縮小・再編することとなったことから、「電気事業」を報告セグメントとして、それ以外の事業セグメントについては、その他として一括して記載してきた。

その後当社は、今後予定される電力システム改革に対応し、各事業部門がコスト意識を高めるとともに自発的に収益拡大に取り組むことで、競争力を高めていくことを目的に、平成25年4月1日より社内カンパニー制を導入した。今回導入された社内カンパニー制では、「フュエル&パワー・カンパニー」「パワーグリッド・カンパニー」「カスタマーサービス・カンパニー」の3つのカンパニーを設置するとともに、カンパニー以外の組織は、コーポレートとして、グループとしての総合力発揮を目指していく。あわせて、新たな管理会計制度を整備し、カンパニー・部門・事業所単位のきめ細かなコスト・収益管理を徹底していくとともに、社員一人ひとりのコスト意識の向上、行動の変革につなげていく。

これに伴い、第1四半期連結会計期間より、「フュエル&パワー」「パワーグリッド」「カスタマーサービス」「コーポレート」の4つを報告セグメントとしたものである。

また、事業セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額の算定方法を変更しており、セグメント間の内部売上高又は振替高は、原則として原価をベースに設定された社内取引価格に基づいている。

なお、前第3四半期連結累計期間のセグメント情報は、変更後の算定方法に基づき作成したものを開示している。

(注) 各報告セグメントの主な事業内容は、「第1 企業の概況 2 事業の内容」に記載している。

(1株当たり情報)

	前第3四半期連結累計期間 (平成24年4月1日から 平成24年12月31日まで)	当第3四半期連結累計期間 (平成25年4月1日から 平成25年12月31日まで)
1株当たり四半期純利益又は四半期純 損失 ()	1円39銭	482円32銭
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益	(注)潜在株式調整後1株当たり四 半期純利益については、潜在株 式は存在するものの1株当たり 四半期純損失であるため記載し ていない。	156円59銭

(注) 1. 1株当たり四半期純利益又は四半期純損失の算定上の基礎は、以下のとおりである。

	前第3四半期連結累計期間 (平成24年4月1日から 平成24年12月31日ま で)	当第3四半期連結累計期間 (平成25年4月1日から 平成25年12月31日ま で)
四半期純利益又は四半期純損失 () (百万円)	2,221	772,898
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益又は四半期純損失 () (百万円)	2,221	772,898
普通株式の期中平均株式数 (千株)	1,602,480	1,602,459

2. 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりである。

	前第3四半期連結累計期間 (平成24年4月1日から 平成24年12月31日ま で)	当第3四半期連結累計期間 (平成25年4月1日から 平成25年12月31日ま で)
四半期純利益調整額 (百万円)	-	-
普通株式増加数 (千株)	-	3,333,333
うちA種優先株式 (千株)	-	1,066,666
うちB種優先株式 (千株)	-	2,266,666
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株 当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株 式の概要	-	-

2【その他】

該当事項なし。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項なし。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成26年2月4日

東京電力株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 高橋 秀法 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 白羽 龍三 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 春日 淳志 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている東京電力株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成25年10月1日から平成25年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成25年4月1日から平成25年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、東京電力株式会社及び連結子会社の平成25年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

強調事項

1. 「注記事項 追加情報 1. 福島第一原子力発電所の事故等に関する原子力損害の賠償」に記載されているとおり、東北地方太平洋沖地震により被災した福島第一原子力発電所の事故等に関する原子力損害について、会社は国の援助を受けながら「原子力損害の賠償に関する法律」（昭和36年6月17日 法律第147号）に基づく賠償を実施することとした。その後、原子力損害賠償紛争審査会において、平成23年8月5日に「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」（以下「中間指針」という）、同年12月6日に中間指針追補、平成24年3月16日に中間指針第二次追補、平成25年1月30日に中間指針第三次追補、そして、同年12月26日に中間指針第四次追補が決定されるとともに、平成24年7月20日には政府の方針として、「避難指示区域の見直しに伴う賠償基準の考え方について」が公表された。会社は迅速かつ適切な賠償を行う観点から、これらを踏まえ、中間指針等で示された損害項目ごとに、賠償基準を策定している。また、平成23年12月26日には政府の原子力災害対策本部により「ステップ2の完了を受けた警戒区域及び避難指示区域の見直しに関する基本的考え方及び今後の検討課題について」が取りまとめられ、避難指示区域等の見直しに係る考え方が示されている。これらに加え、損害賠償請求実績や客観的な統計データ等により見積もった、避難等対象者の避難費用や精神的損害、自主的避難等に係る損害、避難指示等による就労不能に伴う損害や営業損害、農林漁業における出荷制限等に伴う損害、風評被害及び一部を除く財物価値の喪失または減少等の賠償見積額4,930,866百万円から「原子力損害賠償補償契約に関する法律」（昭和36年6月17日 法律第148号）の規定による補償金（以下「補償金」という）の受入額120,000百万円を控除した金額4,810,866百万円と前連結会計年度の見積額との差額1,123,965百万円を原子力損害賠償費に計上している。これらの賠償額の見積りについては、参照するデータの精緻化や被害を受けられた皆さまとの合意等により、今後変動する可能性があるものの、現時点の合理的な見積りが可能な範囲における概算額を計上している。

一方、こうした賠償の迅速かつ適切な実施のため、「原子力損害賠償支援機構法」（平成23年8月10日 法律第94号。以下「機構法」という）に基づき新設された原子力損害賠償支援機構（以下「機構」という）は、申請のあった原子力事業者に対し必要な資金援助を行うこととされている。会社は機構に対し、機構法第43条第1項の規定に基づき、資金援助の申請日時点での原子力損害賠償費を要賠償額の見通し額として資金援助の申請を行っており、平成25年12月27日に同日時点での要賠償額の見通し額4,908,844百万円への資金援助の額の変更を申請したことから、当第3四半期連結累計期間において、同額から補償金の受入額120,000百万円を控除した金額4,788,844百万円と、同年2月4日に損害賠償の履行に充てるための資金として交付することが決定された金額3,123,079百万円との差額1,665,765百万円を原子力損害賠償支援機構資金交付金に計上している。

なお、資金援助を受けるにあたっては、機構法第52条第1項の規定により機構が定める特別な負担金を支払うこととされているが、その金額については、会社の収支の状況に照らし連結会計年度ごとに機構における運営委員会の議決を経て定められるとともに、主務大臣による認可が必要となることなどから、計上していない。

2. 「注記事項 四半期連結貸借対照表関係 1. 偶発債務 (3) 原子力損害の賠償に係る偶発債務 当第3四半期連結会計期間」に記載されているとおり、東北地方太平洋沖地震により被災した福島第一原子力発電所の事故等に関する原子力損害について、会社は国の援助を受けながら「原子力損害の賠償に関する法律」（昭和36年6月17日 法律第147号）に基づく賠償を実施することとした。その後、原子力損害賠償紛争審査会において、平成23年8月5日に「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」（以下「中間指針」という）、同年12月6日に中間指針追補、平成24年3月16日に中間指針第二次追補、平成25年1月30日に中間指針第三次追補、そして、同年12月26日に中間指針第四次追補が決定されるとともに、平成24年7月20日には政府の方針として、「避難指示区域の見直しに伴う賠償基準の考え方について」が公表された。会社は迅速かつ適切な賠償を行う観点から、これらを踏まえ、中間指針等で示された損害項目ごとに、賠償基準を策定している。また、平成23年12月26日には政府の原子力災害対策本部により「ステップ2の完了を受けた警戒区域及び避難指示区域の見直しに関する基本的考え方及び今後の検討課題について」が取りまとめられ、避難指示区域等の見直しに係る考え方が示されている。これらに加え、損害賠償請求実績や客観的な統計データ等に基づき合理的な見積りが可能な額については、当第3四半期連結会計期間末において原子力損害賠償引当金に計上しているが、中間指針等の記載内容や現時点で入手可能なデータ等により合理的に見積ることができない間接被害や一部の財物価値の喪失または減少等については計上していない。また、「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」（平成23年8月30日 法律第110号）に基づき講ぜられる廃棄物の処理及び除染等の措置等が、国の財政上の措置の下に進められている。そのうち、廃棄物の処理及び除染等の措置等に要する費用として会社に請求または求償される額については、合意された一部を除き、現時点で当該措置の具体的な実施内容等を把握できる状況になく、賠償額を合理的に見積ることができないことなどから、計上していない。

3. 「注記事項 会計方針の変更等 2. 原子力発電施設解体費の計上方法の変更」に記載されているとおり、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」（昭和32年6月10日 法律第166号）に規定された特定原子力発電施設の廃止措置について計上している資産除去債務に対応する除去費用は、「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）第8項を適用し、「原子力発電施設解体引当金に関する省令」（平成元年通商産業省令第30号。以下「解体引当金省令」という）の規定に基づき、原子力発電施設解体費の総見積額を発電設備の見込運転期間にわたり、原子力の発電実績に応じて費用計上する方法にっていたが、平成25年10月1日に「電気事業会計規則等の一部を改正する省令」（平成25年経済産業省令第52号）が施行され、解体引当金省令が改正されたため、同施行日以降は、見込運転期間に安全貯蔵予定期間を加えた期間にわたり、定額法による費用計上方法に変更した。
4. 「注記事項 追加情報 2. 原子力発電設備に関する電気事業会計規則の変更」に記載されているとおり、平成25年10月1日に「電気事業会計規則等の一部を改正する省令」（平成25年経済産業省令第52号）が施行され、「電気事業会計規則」（昭和40年通商産業省令第57号）が改正されたため、同施行日以降は、原子力発電設備に原子炉の廃止に必要な固定資産及び原子炉の運転を廃止した後も維持管理を要する固定資産を含めて整理することとなった。
- 当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- （注）1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が四半期連結財務諸表に添付する形で別途保管している。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていない。